

●鳴門市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)推進施策の実施状況

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
基本目標1 子どもの健やかな成長の支援								
子育て支援サービスの充実【1-1】		★ 鳴門市おめでどう赤ちゃん訪問事業の実施	子どもいきいき課 健康づくり室	平成22年度より、民間団体との連携により生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭訪問事業(鳴門市おめでどう赤ちゃん訪問事業)」を実施し、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を図る。		NPO法人「子育て応援団レインボー」に事業を委託し、H22年度より乳児家庭の訪問を開始、出産期の支援や子育てに関する必要な情報の提供、要支援世帯の見守り等を行うなどの支援を実施した。H24年度からは地域子育て支援拠点事業のひろば型において事業を継続して行っている。 ☆訪問人数 ・H24年度 316人 ・H25年度 341人 ・H26年度 338人	○おおむね目標どお▼	NPO法人の保育士や看護師が生後4ヶ月までの乳児を持つ家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで育児不安や保護者の孤立化を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進しながら、養育支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげていく。今後も更に広報周知に努めたい。
子育て支援サービスの充実【1-1】		ファミリー・サポート・センター事業の推進	子どもいきいき課	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行う。今後も広報やパンフレットでの周知、交流会や講習会での活動により、新規会員の入会及び現会員の定着に努めるとともに、保育所や幼稚園の関係機関との連携を図り、地域の子育て相互援助活動の推進を図る。	●会員数(依頼会員+提供会員+両方会員) 450人(平成21年度)⇒ 570人(平成26年度目標)	広く周知活動を行い、登録会員、活動実績共に増加傾向にある。また、地域で子育てに関心を持つ人の輪を広げるため講習会・交流会を開催した。 ☆登録会員数 ・H24年度 711名 ・H25年度 771名 ・H26年度 830名 ☆活動件数 ・H24年度 1763件 ・H25年度 2520件 ・H26年度 1987件	◎目標以上▼	仕事と育児の両立ができるよう、子育て支援の様々なニーズに対応していくためには提供会員が増えるような仕組みが必要である。
子育て支援サービスの充実【1-1】		地域子育て支援拠点事業(センター型)	子どもいきいき課	保育所を地域における子育て支援の拠点と位置づけ、子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談の援助や、関連情報の提供、講習会などを実施する。また周辺部の対応として出前地域を増やしていくことや、実施施設の増設により、子育て交流の輪が全市内に広がるよう取り組む。	●設置箇所数 1ヶ所/センター型(平成21年度)⇒2ヶ所/センター型(平成26年度目標)	市内1保育所に事業を委託し、鳴門市地域子育て支援センターとして子育て親子への交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や情報の提供、講習会等を実施した。H24年度にはNPO法人に委託し、商業施設の空きスペースを活用したひろば型を新たに開設した。H25年度からは「センター型」「ひろば型」が「一般型」に統合され、H26年度からは旧幼稚園を活用した「出張ひろば」を開設した。 ☆参加親子数(子育て支援センター) ・H24年度 2,935組 ・H25年度 3,227組 ・H26年度 3,436組 (にこにこひろば) ・H24年度 3,987組 ・H25年度 4,246組 ・H26年度 6,512組(出張ににこにこひろばを含む)	○おおむね目標どお▼	子育て不安の解消や子育て仲間のネットワークづくりなど、施設を利用せず在宅で子育てをする家庭への子育て支援策として当該事業は効果があることから、今後も事業の拡充を図りたい。
子育て支援サービスの充実【1-1】		わんぱく教室事業の推進	子どもいきいき課	在宅乳幼児のいる家庭を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行う。		H26年度においては、公立2保育所、私立9保育所(園)で実施。 ☆実施箇所数及び延べ組数 ・H24年度 11カ所 6,240組 ・H25年度 11カ所 3,974組 ・H26年度 11カ所 1,468組	○おおむね目標どお▼	今後も保護者への広報に努め、参加人数の増加に努めると共に、妊婦の方についても事業の対象とし、相談や情報提供を行っていく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子育て支援サービスの充実【1-1】	5	子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進	子どもいきいき課	小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期で、集団保育等の困難な期間、その子どもを施設で預かり、保護者が仕事を休むことなく、安心して子どもを預けることができるよう、事業の推進を図る。		★子ども健康支援一時預かり事業延利用者数・開催日数・実人数 ・24年度 305人・243日・147人 ・25年度 288人・244日・150人 ・26年度 290人・244日・162人	○おおむね目標どお▼	「子ども健康支援一時預かり事業」が広く市民に定着し、延利用者数も実人数も増加傾向にある。子育てと仕事の両立をするために病気の際に安心して預けることができる場所として必要であるので、今後も継続して実施していく。
子育て支援サービスの充実【1-1】	6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイトステイ)の推進	子どもいきいき課	子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助(ショートステイ)または夜間に困難になった場合等に夜間養護等(トワイライトステイ)を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。		利用率は格段に上昇し、女性子ども支援センターにおける支援の成果が現れている。 ★利用人数及び延日数 ・H24年度 22件 203日 ・H25年度 14件 108日 ・H26年度 10件 92日	○おおむね目標どお▼	この事業を利用することで、生活の安定が図られ、子どもの養育が順調に進むよう改善されるために、ファミリーサポートセンターの利用や県の母子家庭等日常生活支援事業を利用することも促しながら、予算措置を講じ必要な世帯がすべて受けられるように取り組む。
子育て支援サービスの充実【1-1】	7	幼稚園預かり保育事業の推進	学校教育課	教育課程に係る教育時間終了後及び休業日(土曜日)において、保護者の就労・就学や私的理由等で園長が認める状況などにより、午後の保育が必要な場合、幼稚園での教育が終了した後で教育及び保育活動を実施する。今後も必要に応じて預かり保育検討会を開催し課題について協議しながら、保護者のニーズに対応した預かり保育の充実を図る。		教育課程に係る教育時間終了後及び休業日に市内12園で預かり保育を実施している。 土曜日は5園のみで実施する。 平成24年度 422名利用 平成25年度 421名利用 平成26年度 466名利用	○おおむね目標どお▼	保護者のニーズに対応し預かり保育が利用できるようになったため、利用率が高くなっている。保護者からは、好評を得ている。しかし、毎年担当者の配置をすることができないなど、職員不足が課題である。
子育て支援サービスの充実【1-1】	8	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進	子どもいきいき課	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを開設しており、今後も保護者の要望を調査した上で、小学校との連携を強化し、対応に取り組む。	●施設箇所数 12箇所(平成21年度) → 15箇所(平成26年度目標)	H25年度に保護者等の要望を受け、撫養児童クラブと木津児童クラブを小学校内に移設した。	○おおむね目標どお▼	代替事業を実施している堀江南以外の小学校区に放課後児童クラブを設置できているが、今後は、子ども子育て支援事業計画に基づき利用者の増加に対する施設整備等について計画的に取り組む。
子育て支援サービスの充実【1-1】	9	育児支援家庭訪問事業の推進	子どもいきいき課 健康づくり室 人権推進課	さまざまな原因で養育が困難になっており、養育支援の必要性があると判断される家庭を訪問し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行う。		子育て支援の関係課が連携しながら保健師や家庭児童相談員が養育支援の必要性があると判断される家庭を訪問し、相談や指導を継続して行い虐待防止を図っている。	○おおむね目標どお▼	核家族が増加する一方で、社会的背景として地域で子育てする力も弱くなってきており、虐待案件が増加しているために、家庭児童相談員に加えて子ども支援員を配置し体制の強化を図った。
子育て支援サービスの充実【1-1】	10	★子育てに関する情報提供体制の充実	子どもいきいき課	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報を紹介した「こそだてハンドブック」を市公式ホームページに掲載し、その充実を図る。また、民間情報誌への掲載や、携帯電話など新しいメディアの活用も含めた、新たな情報提供方法についても検討していく。		平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されることを機に、就学前児童がいる家庭に対し、鳴門市の子育て支援事業の案内チラシを配布した。また、平成26年度にはLINEを活用した情報発信にも取り組んだ。	○おおむね目標どお▼	子育て世帯に対し、今後も分かりやすく受信しやすい情報発信に取り組むとともに、子育て世帯だけではなく、妊娠・出産から子育て支援について周知を行うものとする。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子育て支援サービスの充実【1-1】	11	★児童手当の支給	子どもいきいき課	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を子ども手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行う。		中学校修了までの児童を養育している方に、H22年度から「子ども手当」として支給したが、国の制度変更に基づき、H23年10月から「子ども手当特別措置法」、H24年4月から「児童手当」と名称変更した。H24年6月からは所得制限を導入した。 ★年間受給者 ・H24年度(2月末) 6,939人 ・H25年度(2月末) 6,977人 ・H26年度(10月末) 6,851人	○おおむね目標どお▼	次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つための国の子育て支援施策であり、国の制度に基づき子どものための手当として支給をする。また、各担当とも連携し、制度の周知に努めていく。
保育サービスの充実【1-2】	1	★保育環境の充実	子どもいきいき課	少子化による児童数の減少が進む中で、保育サービスの低下を招くことがないよう、公・私立保育所間での連携強化を図る。 また、本市では学識経験者や公私立保育所長を中心に「保育のあり方検討会」を開催しており、保育士等の資質向上や今後の保育所運営のあり方、幼稚園との関係など、進むべき方向について調査研究している。		乳幼児にとって、よりよい保育環境を提供するために、私立保育所(園)の老朽化に伴う施設整備の支援を行った。また、平成26年度は認定こども園への移行のため、施設整備を行った。	○おおむね目標どお▼	今後は、老朽化がすすんでいる公立保育所の再編等も検討しながら、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校とも連携強化を図りながら、就学前教育・保育の今後のあり方の方向性を見出ししていく。
保育サービスの充実【1-2】	2	乳児保育事業の推進	子どもいきいき課	市内のほぼすべての保育所で、2か月児からの保育を行っており、施設の整備と保育士の配置など、乳児を受け入れる環境の整備と管理を行い、産後すぐに仕事に就く母親を支援する。		市内全保育所で2ヶ月からの保育を実施した。乳児の入所数は増加傾向にある。	○おおむね目標どお▼	乳児の保育環境を整えるため、施設整備や保育士の適正配置を行う。
保育サービスの充実【1-2】	3	延長保育事業の推進	子どもいきいき課	育児と就労の両面支援を図るために、市内保育所で最長7時までの保育時間の延長を実施し、各保育所との連携を取りながら保護者のニーズにあった保育環境を整備する。	●実施箇所数 15箇所(平成21年度) ⇒ 17箇所(平成26年度目標)	★実施箇所数(内公立2カ所) H24年度 18カ所 H25年度 18カ所 H26年度 17カ所	◎目標以上▼	女性の社会進出や核家族の増加、就業形態の多様化等により、需要は高いため、現在の実施箇所数を維持していく。
保育サービスの充実【1-2】	4	★夜間保育事業の推進	子どもいきいき課	保護者の就労形態が多様化している中で、夜間・深夜に就労する家庭の保育環境改善のため、引き続きニーズ量の把握と実施に向けた検討に努める。	●実施箇所数 0箇所(平成21年度) ⇒ 1箇所(平成26年度目標)	夜間保育を実施する保育所を設置できてはいるが、夜間就労等により夜間保育が必要な保護者について、ニーズを把握し、トワイライトステイ事業を案内することで対応を行った。	△目標以下▼	トワイライトステイ事業の活用によって保護者のニーズに応えることができてはいるが、今後ニーズが増大した場合は、保育所等での事業の実施について検討する必要がある。
保育サービスの充実【1-2】	5	休日保育事業の推進	子どもいきいき課	日曜日や祝日に、保護者の就労などにより家庭で保育ができないとき、保育所で保育を受けることができる。保護者の生活が多様化するに伴いニーズも高まっており、実施の拡大や保護者が利用しやすい環境づくりに努める。		2か月から就学前までの乳幼児を対象とし、市内1保育所で実施した。 ★利用児童数(延べ) H24年度 242人・H25年度 270人 H26年度 384人	○おおむね目標どお▼	平成27年度から休日保育事業を実施する施設が職員配置ができないことを理由に事業実施が困難になった。保護者のニーズに応えるため、公立での実施などについて検討を行い、事業の継続的な実施に取り組む。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
保育サービスの充実【1-2】	6	一時預かり事業の推進	子どもいきいき課	就労形態に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、私立保育所で一時預かり事業を実施、保護者の要望に対応するため実施保育所の確保に努め、保育環境の充実を図る。	●実施箇所数 7箇所(平成21年度) → 7箇所(平成26年度目標)	保育ニーズは、高く利用者数が増加した。 ☆実施箇所数及び利用延べ数 H24年度 7カ所 7,159人 H25年度 7カ所 6,371人 H26年度 7カ所 7,257人	○おおむね目標どお▼	一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減を図るため、重要な事業であるが保育士不足が課題となっており、今後は、保育士の確保に努めていく。
保育サービスの充実【1-2】	7	障がい児保育事業の推進	子どもいきいき課	障がいのある子どもへの健全育成を促進するため、集団生活を通して児童の情緒の安定や社会性の発達等を促すとともに保護者が安心して預けることができるよう、全保育所で障がいのある子どもを受け入れられる体制をつくり、専門知識のある保育士の配置や保育環境の整備に取り組む。		全19保育所において受け入れができる体制を整えている。 ☆受け入れ箇所及び対象人数 H24年度 7カ所 12人・H25年度 7カ所 14人 H26年度 9カ所 14人	○おおむね目標どお▼	障がいのある子どもを持つ保護者が安心して預けることができるよう、今後も全保育所でいつでも受け入れられる体制を整えていく。
保育サービスの充実【1-2】	8	家庭支援推進保育事業の推進	子どもいきいき課	日常生活における基本的な習慣等をじっくり育てていくことが必要な子どもに対し、計画的に家庭環境に配慮した保育を行うとともに、定期的に家庭訪問を行い、育児に関する相談、情報の提供等を行う。今後も就業形態の多様化や個人の生き方や価値観の多様化に対応した保育サービスを提供する。		家庭支援保育士を1名配置し、基本的な生活習慣等が身につくよう適切な指導・支援をしたり、家庭訪問が必要な家庭には訪問を行い育児支援等を実施した。また地域の市民には、育児情報をお知らせする「ふれあい新聞」を月1回発行して情報提供に努めた。	○おおむね目標どお▼	子どもの発達状況や健康状態、家庭環境等に配慮し、一人ひとりの状況を適確に把握したうえで、きめ細やかな保育を実施しながら、地域における家庭支援推進事業を推進していく。
保育サービスの充実【1-2】	9	保育所保育料の軽減	子どもいきいき課	保育所に子どもを預ける世帯の経済的な負担を軽減するため、多子世帯の保育料減免などについて検討し、保護者の経済的負担に配慮した徴収基準の設定を図る。		第3子以降3歳未満児で単独入所の場合は、県の補助である多子減免を利用し、保育料の半額免除を実施した。また、平成27年度から中間所得階層の負担軽減を図るため、保育所保育料の階層区分の細分化を行うための検討を行った。	○おおむね目標どお▼	多子世帯の保育料についてさらなる軽減を図る取り組みを推進する。
親子の健康確保【1-3】	1	★ 鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業の実施【再掲】	子どもいきいき課 健康づくり室	再掲【1-1】 No.1				
親子の健康確保【1-3】	2	妊婦健康診査事業の推進	健康づくり室	妊娠中のお母さんの健康を守り、赤ちゃんが健やかに育つことができるよう、母子健康手帳を交付するとともに、すべての妊婦を対象に妊婦一般健康診査を、医療機関に委託し実施している。また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減のため、妊娠全期間を通じての妊婦健診で妊娠週数に応じて限度額を公費負担する。平成21年度より妊婦一般健康診査受診票を1人につき14枚交付し、また、里帰り出産等で妊娠中に県外の医療機関で健診を受けた場合、その費用についても償還払いをしている。		H23年度から健康診査の内容に新たな検査項目が追加され、安心して妊娠、出産を迎えることができるための体制を整備した。また、妊娠中の健診費用の負担軽減のため、妊娠全期間を通じて14枚を上限に健診費用を公費負担した。里帰り等で県外の医療機関を受診し、公費負担が受けられなかった場合の償還払いも実施した。	○おおむね目標どお▼	里帰り出産社に対する償還払いについては、周知が徹底され申請者が増えてきている。妊娠全期間を通じて妊婦健康診査票を活用するように早期の妊娠届出を促すように周知をしていく。



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どおし △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
親子の健康確保【1-3】	3	乳幼児健康診査事業の推進	健康づくり室	乳幼児の健やかな成長のため、乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診等の各種乳幼児健診を実施している。多くの保護者が病気や発育・発達に関して不安を感じているため、育児相談や健診の事後指導体制を充実させていく。また、未受診児に対し、電話やはがき等で制度の周知を行い受診勧奨に努め、多くの乳幼児の状況把握を行うとともに、状況に応じた相談や指導を継続的に実施していき、さらに、就学前までの子育て支援の充実を図るために、5歳児健診の実施についても研究、検討を行う。		乳幼児の健やかな成長のため、乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診等の各種乳幼児健診を実施している。また、未受診児に対し、電話やはがき等で制度の周知を行い受診勧奨に努め、多くの乳幼児の状況把握を行うとともに、状況に応じた相談や指導を継続的に実施している。 5歳児健診については、子どもの発達支援事業として、継続して実施する。 ☆4か月健診受診率 ・H24年度 92.8% ・H25年度 95.2% ・H26年度 93.6% ☆9か月健診受診率 ・H24年度 93.0% ・H25年度 91.2% ・H26年度 94.9%	○おおむね目標どおし	乳幼児健診においては高い受診率を上げており、継続して実施していく。
親子の健康確保【1-3】	4	妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導事業の推進	健康づくり室	妊婦健診で医師がフォローを必要と認める方や初産婦、妊娠・出産・育児に不安のある方、また、新生児・乳幼児の発育状況などで不安がある保護者を保健師や栄養士が訪問し相談を行っている。平成20年度からは、県からの権限委譲により、低出生体重児で届出のあった新生児や、養育支援の連携が必要な乳幼児の訪問指導も実施しており、訪問を通して、より多くの妊産婦や新生児・乳幼児を把握し、育児不安の軽減や関係機関と連携した個別の育児支援を行っている。		妊娠・出産・不安のある方、また、新生児・乳幼児の発育状況などで育児に不安がある保護者を、保健師や栄養士が訪問し相談を行っている。H20年度からは、県からの権限委譲により、低出生体重児で届出のあった新生児や、養育支援の連携が必要な乳幼児の訪問指導も実施している。 ☆訪問件数(延べ) ・H24年度 765件 ・H25年度 900件 H26年度 611件	○おおむね目標どおし	訪問指導においては、時間がかかったり、継続の必要がある困難な事例が増えている。今後は、関係機関との連絡調整を密にしながら支援をしていくことが必要である。
親子の健康確保【1-3】	5	妊産婦相談・乳幼児相談及び発達相談の推進	健康づくり室	健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において、保健師・看護師・栄養士による妊娠・出産・育児・栄養に関する相談を行う。今後も継続してPRを行い、利用児や利用者を増やし、市民への子育て支援や健康増進に努める。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後の事後フォローとして発達相談を充実し、早期に関わることで、その後の発達支援がスムーズに展開できるよう努める。		健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において、保健師・看護師・栄養士による妊娠・出産・育児・栄養に関する相談を行っている。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後の事後フォローとして発達相談を充実し、早期に関わることで、その後の発達支援がスムーズに展開できるよう努める。 ☆お元気 SUN ROOMでの相談人数(延べ) ・H23年度 1,131人 ・H24年度 555人 ・H25年度 2,001人 ・H26年度 1,106人	○おおむね目標どおし	乳幼児の相談利用者は増加傾向にあり、相談内容は多岐にわたっている。継続支援が必要な事例も相談のために来庁しており、継続支援をするための場所として重要な役割を担っている。
親子の健康確保【1-3】	6	歯科保健指導事業の推進	健康づくり室	むし歯予防と歯科保健に対する意識付けのため、乳児期より歯科健康診査と歯科衛生士による歯科指導を行うとともに、1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成に努める。また、乳幼児や学童期を含めてむし歯予防の啓発に努め、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査のむし歯罹患率の低下に努める。		むし歯予防と歯科保健に対する意識付けのため、乳児期より歯科健康診査と歯科衛生士による歯科指導を行うとともに、1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成に努める。 ☆フッ素塗布人数 ・H24年度 77人 ・H25年度 150人 ・H26年度 168人	○おおむね目標どおし	乳幼児の歯科保健行動の基盤の形成は、保護者に委ねられることが多い。妊娠中から生まれてくる子の歯の健康に関する意識を持ってもらうとともに、妊娠中に罹患しやすくなる歯周病予防のために、妊婦歯科健康診査や啓発活動を実施する。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
親子の健康確保【1-3】	7	★妊婦や子どもへの受動喫煙の予防	健康づくり室 総務課 文化交流推進課 長寿介護課 子どもいきいき課 商工政策課 観光振興課 学校教育課 生涯学習人権課	受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、幼小中学校では敷地内完全禁煙を行っている。また多くの公共機関で禁煙、分煙を実施している。喫煙による健康への影響について情報提供を行うとともに、市内飲食店などへ協力を依頼する。		本庁舎等においては、現在庁舎内はすでに禁煙となっており、庁舎外での喫煙としている。 母子健康手帳交付時、乳幼児健診や相談等において禁煙や受動喫煙に関する啓発活動を実施している。また、各学校において喫煙防止教室を行っている。 ★敷地内完全禁煙実施 ・市内各児童施設、市内幼・小・中学校、青少年会館 ★館内禁煙実施 ・鳴門市本庁舎、文化会館、ドイツ館、賀川豊彦記念館、公民館、婦人会館、観光情報センター、老人福祉センター、青少年ホーム 老人福祉センター内の喫煙所をH25年4月より施設外に移動し、施設内禁煙を実施した。 平成25年度に商工政策課所管施設である勤労青少年ホームについて館内禁煙を実施した。  受動喫煙から児童・生徒を守るため、市内の小・中において敷地内完全禁煙を行っている。 また、各学校が喫煙防止教室を行っている。 ・実施校数 H24年度 23校中20校 H25年度 22校中20校 H26年度 21校中20校	○おおむね目標どお▼	庁舎外の喫煙室から、煙等が外部に漏れ、受動喫煙とならぬよう喫煙室の管理方法を検討していく。  多くの事業所に周知をするためには、経済団体との連携が必要。  喫煙による健康への影響等について児童・生徒への情報提供に努める。
小児医療の充実【1-4】	1	予防接種事業の推進	健康づくり室 学校教育課	感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づき四種混合・BCG・麻しん・風しん、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種を実施、児童については、学校との連携を図り、接種推奨を行っている。		H24年度には、9月からポリオが不活化ワクチンによる接種となり、11月から四種混合ワクチンの接種が開始されている。また、H26年度から水痘ワクチンの予防接種が開始されている。  平成20年度から5か年計画で麻しんの排除対策として中学校1年生相当及び高校3年生相当の生徒を対象に麻しん・風しんの混合ワクチンの接種を実施していたが、平成24年度末をもって終了した。	○おおむね目標どお▼	対象児への個別通知、未接種者通知等を積極的に実施しているが、接種率の大きな向上はみられておらず、継続して接種勧奨を実施していきたいと考える。 また、乳幼児期よりも小学校にはいつからの接種率が増えないことから、学校等にも積極的に協力を求めていきたいと考える。
小児医療の充実【1-4】	2	★小児救急医療制度	健康づくり室	休日夜間における小児の救急医療体制を徳島県の東部医療圏において複数の医療機関による当番制で診療を支援する仕組みを構築している。市の役割として、市民への周知、啓発を行うほか、小児救急医療制度への支援金を負担しており、今後は徳島県と協力をしながら制度の維持に向けての取り組みを進める。		徳島県の小児救急医療体制への支援金の負担は継続している。H22年度にコンビニ受診を抑制するために、小児救急ハンドブックを医師会や関係団体との協力のもとに作成し、出生届け出時に配布した。	○おおむね目標どお▼	徳島県の小児救急医療体制に基づいて実施していく
小児医療の充実【1-4】	3	乳幼児等医療費の助成	子どもいきいき課	病気の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児等の健康の保持と増進を図るため、小学校3年生修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。		H24年10月から名称を「子どもはぐくみ医療費助成制度」へと変更し、対象児童を小学校修了までに拡大した。 ★対象児童 ・H24年度 6,039人 (拡大対象児童 1,608人) ・H25年度 5,933人 ・H26年度 5,722人	○おおむね目標どお▼	子どもの医療費の助成をすることは子どもの健康保持と増進を図るために有効であるので、県内他市町村の医療費の助成制度を注視しながら引き続き助成事業をしていく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況		実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上	○おおむね目標どお	
小児医療の充実【1-4】		子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-1】 No.5					
「食育」の推進【1-5】	1	★地場産品の活用と食育の推進事業	健康づくり室 教育総務課 学校教育課 子どもいきいき課 商工政策課 農林水産課	学校給食や総合学習、家庭科実習など様々な機会をとらえ、地場産品の学習を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業(農業・漁業)の理解を深める教育に努めている。 食物を大切に、「生命を大切に作る心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進する。		毎月19日を「なると学校食育の日」と定め、鳴門産米を使った米飯給食を実施するとともに、「給食発ふるさとの味」をテーマとした地産地消や食育の推進に取り組んでいる。また、栄養士と調理員を対象とした調理実習を開催し、地場産品を使った鳴門独自の給食献立の作成を実施している。各関係部局や関係機関と連携し、鳴門市食育推進計画に定めた施策を実施し、食育と地産地消を総合的かつ計画的に推進した。 また、平成24年度にうずしお高校の鳴門市の文化・歴史・産業・伝統文化を学ぶ事業で鳴門わかめやなると金時をはじめとする地場産品や鳴門市の観光などについての講座を開催した。	○おおむね目標どお▼	新給食センター稼働後も学校給食に地元産の食材をふんだんに、かつ安定的に取り入れることにより、食育の推進を図る。また地域食材の安定供給ができるよう、地域の生産者団体等と連携した食材供給システムの整備に取り組む。 市内には、地場産品を使用した商品を製造している企業が多くある。こうした企業への見学や市内での物販イベントなどを通じて、子どもたちに地場産品に対する愛着や理解を深めてもらう必要がある。	
「食育」の推進【1-5】	2	「食のネットワークづくり」による食育推進事業	健康づくり室 教育総務課 学校教育課 子どもいきいき課	健康増進や生活習慣病予防の観点から、乳幼児期より適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するため、教育・福祉・保健の関係機関等が平成17年4月に「食のネットワーク会議」を設置した。 親子で調理実習をするという体験を通じて食育の大切さを知るといふことに重点をおいて、関係機関が協力支援体制のもとさらなる事業の推進を図る。		夏休み親子ヘルシークッキング教室など食のワークショップで小学生と保護者が参加し、調理実習を通して食材や食事に対する関心を深めた。親子で調理実習をするという体験を通じて食育の大切さを知るといふことに重点を置いて、事業の推進を図ってきた。参加希望者が多く好評である。また、食ネット通信を年2回発刊し、情報提供を行っている。 ★夏休み親子ヘルシークッキング教室参加者数 ・H24年度 45名 ・H25年度 56名 ・H26年度 52名 ★おやこの食育教室参加者数 ・H24年度 42名 ・H25年度 53名 ・H26年度63名	○おおむね目標どお▼	参加希望者が増えていることから、開催回数、開催場所の検討等を実施していく予定	
「食育」の推進【1-5】	3	保育所栄養士等による指導の推進	子どもいきいき課	各保育所の栄養士・調理師で構成する保育協議会給食部会が、研修会や調理実習を実施し、各保育所の参観日等に食育講演会や相談を行うなど、栄養士を中心に望ましい食指導を行っている。 食育の取り組みに関して全職員が共通した認識のもと行えるよう、研修等を通じて、専門性の向上に努める。		★保育協議会給食部会 (開催回数・参加人数) ・H24年度 5回 100名 ・H25年度 5回 100名 ・H26年度 5回 100名	○おおむね目標どお▼	食育の取り組みについて全職員の意識が以前にも増し向上している。今後も各種研修会、情報交換等を通して専門性を高め、食を通して様々な家庭支援を展開していきたい。	
「食育」の推進【1-5】	4	保育所献立検討会の開催	子どもいきいき課	保育所の栄養士が、毎月保育所の給食について検討会を行い、献立表を作成し、栄養面やアレルギーにも配慮した指導を行うとともに、給食だよりによる啓発もしている。 乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図る。		★献立検討会(開催回数・参加人数) ・H24年度 12回 80名 ・H25年度 12回 80名 ・H26年度 12回 80名	○おおむね目標どお▼	毎月の献立検討会を通して、意見交換や反省を行い、より良い献立を作成する。バランスのとれた献立作成だけでなく、地産地消食材を利用した新しい献立の開発や個別対応に配慮するなど保育施設給食の充実を図っていくたい。	

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
「食育」の推進【1-5】	5	学校栄養職員等による指導の推進	学校教育課	学校栄養職員や養護教諭が中心となり、教科や特別活動、さらには身近な学校給食を通して、食の充実、望ましい食習慣の形成に努めるなど、食に関する指導を行っている。 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や改善に努めるとともに、参観日や試食会などの機会を捉え、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業の充実に努める。		毎年、栄養教諭を中心に、食育推進事業として学校食育推進委員会を年3回開催し、小・中学校ごとに取組の発表や情報交換を行っている。平成26年度は栄養教諭・学校栄養職員が、食育全体計画に基づいて市内全小中学校の1つの学年の全学級で同じ内容の食育に関する指導の授業実践を行った。	○おおむね目標どお▼	学校給食の充実を図り、学校給食を教材として食に関する理解をさらに深めていく。また、家庭や地域との連携及び幼小中の連携を深めるとともに、鳴門市「食のネットワーク会議」とも連携を継続し、鳴門市全体で食育の推進を行う。
「食育」の推進【1-5】	6	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	健康づくり室	お母さんの体の健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において各段階に応じた栄養指導を行っている。乳幼児健康診査時等の栄養指導・相談の内容の充実を図り、同プラザのPRや相談の機会の増加に努める。		健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において各段階に応じた栄養指導を行っている。乳幼児健康診査時の栄養指導・相談も内容の充実を図りながら、継続して実施している。	○おおむね目標どお▼	妊娠中の栄養指導についても、マタニティの日を活用し相談を充実させる。また、子どもの健診を活用し保護者への生活習慣病予防に関する啓発や個別相談を実施していく。
「食育」の推進【1-5】	7	★学校給食のセンター化事業	教育総務課	給食施設の老朽化、衛生管理面など、様々な課題に対応するため、市内全体の学校給食について、共同調理方式(センター方式)を基本に検討、推進する。		大津町備前島の旧農業センター跡地を最終候補地として選定した。 保護者や周辺住民を対象とした説明会を開催するなど、学校や地域からの要望事項について検討を進めるとともに、H25年度には基本設計を、H26年度には実施設計の策定を行った。	○おおむね目標どお▼	設計に沿って、速やかに工事に着手する。また、食材の供給システムの検討など、運用開始に向けた準備を進める。
基本目標2	ワーク・ライフ・バランス実現の推進							
仕事を両立させるための支援	1	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-1】 No.2				
仕事を両立させるための支援	2	子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-1】 No.5				
仕事を両立させるための支援	3	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイク・トステイ)の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-1】 No.6				
仕事を両立させるための支援	4	幼稚園預かり保育事業の推進【再掲】	学校教育課	再掲【1-1】 No.7				
仕事を両立させるための支援	5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-1】 No.8				
仕事を両立させるための支援	6	乳児保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.2				



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
仕事と子育てを両立させるための支援	7	延長保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.3				
仕事と子育てを両立させるための支援	8	★夜間保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.4				
仕事と子育てを両立させるための支援	9	休日保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.5				
仕事と子育てを両立させるための支援	10	一時預かり事業【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.6				
仕事と子育てを両立させるための支援	11	障がい児保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.7				
仕事と子育てを両立させるための支援【2-1】	12	鳴門パートナーシッププランの推進	人権推進課	「鳴門パートナーシッププラン」に掲げた基本目標を実現するため、女性が社会の中で男性と対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、政治的・経済的・文化的利益を享受することができるよう、社会基盤を整備して行く。学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで男女共同参画社会を形成する。		H23年にDV防止基本計画を包含した男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、DV被害者を始めとする女性支援を行い、力を奪われた女性のエンパワメントを図っている。また、同計画の7つの基本目標に基づき、あらゆる分野において男女が対等な構成員として社会を形成するための施策に取り組んでいる。さらにH27年度の男女共同参画推進条例制定に向け、策定審議会による条例作りを進めた。	○おおむね目標どお▼	「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」において審議会等の女性委員の登用率を40%にするという目標を達成するため、女性リーダーの養成や男女共生の意識啓発に努める。
仕事と子育てを両立させるための支援【2-1】	13	事業主への啓発活動等の推進	商工政策課	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要であることから、国・県・商工会議所・商工会と協調・連携しながら事業主への啓発活動等を行い、国の定める仕事と子育ての両立を推進するための社会全体の目標値達成に向けた取り組みの促進を図る。		徳島労働局が行う育児・介護休業法に関する相談や就業規則の整備に関する相談事業の周知を行った。	△目標以下▼	各種制度の改正や関係機関の実施する事業などの情報収集が必要。また、周知については経済団体との連携が必要。
多様な働き方の実現【2-2】	1	鳴門パートナーシッププランの推進【再掲】	人権推進課	再掲【2-1】 No.12				
多様な働き方の実現【2-2】	2	事業主への啓発活動等の推進【再掲】	商工政策課	再掲【2-1】 No.13				
多様な働き方の実現【2-2】	3	★出逢い・交流促進事業	生涯学習人権課 子どもいきいき課	鳴門市青年連合会や社会福祉協議会では、さまざまなイベントや講座を通じて、結婚を希望する男女の出会いの場を提供し、結婚をサポートする活動を行っている。		鳴門市青年連合会では、さまざまなイベントを開催し、男女の出会いの場を提供した。 ・H24年度 1回・24人(男12人・女12人) ・H25年度 2回・49人(男29人・女20人) ・H26年度 1回・33人(男13人・女20人)	◎目標以上▼	今後も引き続き若い人の興味のあるイベントを企画・開催し、男女の出会いの場を提供していきたい。
多様な働き方の実現【2-2】	4	★農業後継者パートナー対策(結婚相談)事業	農業委員会	本市の農業を担う農業後継者の育成と農業経営の安定継続を図るため、農家の独身男女を中心にパートナーの紹介や出会いの場の提供を行う。			◇完了・終了▼	平成22年単年度のみ実施し、事業終了
基本目標3	地域ぐるみの子育て支援							

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子育て支援のネットワークづくり【3-1】	1	鳴門市子どものまちづくり推進協議会	子どもいきいき課	PTA・地域団体・保育所・学校・青少年団体・行政等で組織し、子どもと家庭を取り巻く地域社会の環境づくりに関係する団体間の連絡調整や協力体制の確立、地域で子どもを育てる視点に立った活動支援を行っており、今後も、各団体・グループ・関係機関との情報交換を進め、魅力ある体験活動の機会の提供に努める。		「地域で子どもを育てる」を合い言葉に、行政と市民が協働しながら子どもが健やかに成長していくことができる環境作りに取り組んでいる。指導者養成講座を毎年行い、地域において子どもたちのために支援できる人材づくりに努めた。	○おおむね目標どお	主に子どものまちフェスティバルにおいてボランティアでイベントを開催し、子どもたちの主体的な体験活動を支援しているが、参加団体はほぼ固定されている。できれば新たな加入団体を増やし、より一層の連携を広げ強化していきたい。
子育て支援のネットワークづくり【3-1】	2	★企業やボランティア団体と連携した子育て支援の充実	子どもいきいき課	子育て家庭と地域社会ををつなぐ機会の拡大を図るため、民間企業やボランティア団体の協力を得て、商店街の空きスペースなどを利用し、子育て支援活動を行う。保育所・幼稚園を利用していない親子等が気軽に利用できる環境で、親子遊びの指導や親同士の交流を行うとともに、育児相談や子育て支援施策に関する情報提供を行うなど、育児家庭の孤立化を防ぎ、子どもの健全な育成環境の充実を図る。		H24年度から、商業施設の空きスペースを活用した地域子育て支援拠点事業(にこにこ広場)を、開設。商業地であることから、利用人数が大きく増加した。また、平成26年度からは西エリアにも子育て親子が集える場(出張にこにこ広場)を開設した。 ☆参加親子組数 ・H24年度 3,987組 ・H25年度 4,246組 ・H26年度 6,512組(出張ひろば含む)	○おおむね目標どお	「にこにこ広場」「出張にこにこ広場」とも地元の子育て中の親子に根付いてきている。今後もNPO法人と地域、そして市が連携し、子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図ることで、子どもの健やかな育ちを支援していく。
子育て支援のネットワークづくり【3-1】	3	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進	人権推進課 社会福祉課	地域社会で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動は、問題の早期発見と解決に大きな効果があるため、知識や援助技術の向上を図り相談活動を推進するとともに、家庭・学校・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進め、保護者や子どもが地域において孤立することを防ぐ。		市内にきめ細かく配置された主任児童委員、民生委員・児童委員は児童虐待防止ネットワークの重要な一員であり、地域の見守りや安全の確認に欠かせない存在であることから、担当地域で生まれた赤ちゃんの家庭を訪問する「親子ですくすく声かけ訪問事業」をH24年度から開始し、0歳児の虐待予防に寄与していただいている。要保護児童の家庭の見守りや安全の確認、保護者の身近な相談相手として主任児童委員、民生委員・児童委員の役割は重要であり、H25年度の一斉改選より民生委員・児童委員を1名増員することで、更なる充実を図った。	◎目標以上	「親子ですくすく声かけ訪問事業」の継続、充実を図ることで地域の見守りを強化し、虐待事案の防止や早期発見につなげていく。主任児童委員、民生委員・児童委員が地域の見守りや相談活動を継続していくことで、子育てにおける問題の早期発見、解決につなげていく。
子育て支援のネットワークづくり【3-1】	4	★鳴門市要保護児童対策地域協議会	人権推進課	平成19年に設立された鳴門市要保護児童対策地域協議会では、専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報の共有を図ることで、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげている。		要保護児童及びハイリスク家庭への支援に関する検討のため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を定期的に開催し、情報交換・情報の共有・当面の援助方針と役割分担の検討等を行い、要保護児童等の早期発見と適切な保護について対応した。	○おおむね目標どお	要保護児童の発見、通告から援助まで迅速かつ適切な対応を行うために、ネットワークの連携や協力の強化を図る。
子育て支援のネットワークづくり【3-1】	5	母親クラブ事業の推進	子どもいきいき課	母親クラブにおいて、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動などを行い、母親が家庭養育についての正しい知識と技術を修得し、健全な母子関係を確保する。		母親クラブ会員が親子の世代間交流、児童養育研修、児童の事故防止活動、児童福祉向上に寄与する活動等を実施し、健全な親子関係を確保した。 ☆母親クラブ実施箇所数 ・H24年度 5ヶ所 H25年度・26年度 4ヶ所	○おおむね目標どお	今後も活動内容の見直しを行いながら、健全な親子関係を育成するため、事業を継続していく。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	1	保育所地域活動事業の推進	子どもいきいき課	市内の各保育所で、地域における世代間交流や異年齢間交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施し、子どもたちの成長を地域住民が一体となって見守り、応援する意識の醸成を図る。		保育所が地域住民とともに地域で子育て支援することを目的に世代間交流や異年齢間交流事業を市内全保育所で実施した。	○おおむね目標どお	地域の様々な年代の方とのふれあいや交流、また入所児童の保護者間の情報交換の場となった。今後は、地域の特色を生かした取り組みを別事業で継続していく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どおし △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	2	★多世代交流事業の実施	長寿介護課 子どもいきいき課	世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等保健福祉の増進に寄与するため、林崎保育所の一角を健康支援や介護予防の拠点として整備し、高齢者と子育て世代、子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場として提供する。		地域包括支援センター、作業療法士との連携や保育所、NP Oとの協働により「介護予防・多世代交流サロン」を利用し、高齢者の健康づくりや介護予防支援に関する事業(各種教室)の開催及び活動を支援した。  ☆小地域交流サロン:2回/月 ・H24年度 23回 313名・H25年度 22回 244名 ・H26年度 21回 220名 ☆らくらくクッキング教室:不定期 ・H25年度 6回 50名・H26年度 6回 56名 ☆男の料理教室:1回/月 第3水曜日 ・H24年度 11回 110名・H25年度 12回 117名 ・H26年度 12回 96名 ☆作業療法士による生活リハビリテーション事業:2回/月(1月～) ・H26年度 5回 53名	◎目標以上	・各介護予防教室や小地域交流サロンを通じ参加者相互の仲間づくりや園児と交流することが、高齢者の生きがいづくりや多世代との交流の場に繋がった。 ・今後も周知を図り様々な団体や、グループ等が世代間で交流できる場として定着することを目指す。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	3	★放課後子ども教室推進事業	生涯学習人権課	放課後や週末等に小学校の余裕教室及び公民館等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。		放課後子ども教室を次のとおり開催した。  ☆実施教室数・実施日数・参加児童数 ・H24年度 6教室 390日 342人 ・H25年度 6教室 350日 391人 ・H26年度 6教室 369日 286人	○おおむね目標どおし	同じコーディネーターが継続して各教室を開催している。今後も長期間教室を開催するためには、後継者が必要である。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	4	子ども会活動への支援	生涯学習人権課	活動の中心となる人材の育成を図るため、小学校高学年児童と保護者を対象に実施する子ども会リーダー研修会、指導者やジュニアリーダー(高校生)を対象に運営に関する技術と知識の習得を図る子ども会指導者養成講座(杉の子学校)などを開催するとともに、子ども会交歓会の開催、情報誌「杉の子だより」の発行など、子ども会活動への支援を行う。		子ども会リーダー研修会、杉の子学校、子ども会交歓会等を開催した。年度末には「杉の子だより」を作成し、市内全小学生的の家庭へ配布するなど、子ども会活動の支援を行っている。 ☆子ども会登録人数・単位子ども会の数 ・H24年度 2,655人・77 ・H25年度 2,585人・78 ・H26年度 2,547人・77	○おおむね目標どおし	子どもの数が減っていることもあり、年々登録人数も減少しているため、参加したいと思われるような魅力的な行事を企画していきたい。また、リーダー研修会など、長年に渡って行ってきた活動についても参加者の意見等を聞き、改善に努める。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	5	★総合型地域スポーツクラブ支援事業の推進	体育振興室	子どもから高齢者・地域の誰もが興味・関心を持ち、技術・技能レベル等に応じて、いつでもスポーツ活動ができる、地域住民主体の地域総合型スポーツクラブを支援するとともに、新たにクラブの設立を目指す地域住民にも支援する。		総合型地域スポーツクラブ及び設立準備委員会に対し、補助金による財政的支援や、施設の減免利用、事業への助言などを積極的に行った。 平成27年3月に鳴門市内では2団体目となる、「NARUTO総合型スポーツクラブ」が設立された。	○おおむね目標どおし	今後も補助金の交付や施設使用料の減免を継続し、子ども同士や親子の交流機会の拡大に努める。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	6	スポーツ大会・教室の開催	体育振興室	各競技団体に支援し、スポーツ教室、スポーツ少年団駅伝大会、クロスカントリー大会等を開催するなど、自らがスポーツ活動を実践する機会を提供し、達成感や爽快感を味わうとともに、子ども間や世代間の交流を図ることにより、心身の健全育成に取り組む。		●平成24年 第35回鳴門市スポーツ少年団駅伝競走大会 第40回記念鳴門クロスカントリー大会 ●平成25年 第36回鳴門市スポーツ少年団駅伝競走大会 第41回鳴門クロスカントリー大会 ●平成26年 第37回鳴門市スポーツ少年団駅伝競走大会 第42回鳴門クロスカントリー大会	○おおむね目標どおし	今後も継続して大会を開催し、子ども同士の交流や、心身の健全育成に取り組む。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	7	子どものまちフェスティバルの開催	子どもいきいき課	鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催する。	●延べ参加者数 6,000人(平成21年度) → 7,000人(平成26年度)	H26年度は、好天に恵まれ入場者数が10,000人となった。子どものまちフェスティバルの開催は、鳴門市子どものまちづくり推進協議会の協力により成り立っており、子どもたちは、体験コーナーの中から自分の興味あるものを選び、様々な体験活動を楽しんだ。フェスティバルは大盛況だった。	◎目標以上	参加団体数が増えるとフェスティバルの運営費用は増大するため、財源確保を検討する。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	8	子どものまちづくり市民のつどいの開催	子どもいきいき課	「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりをめざし、講演会や意見発表を通して大人や子どもも参加し、語り合う機会を設けている。事業内容等の検討を行い、多くの意見を求め、子どもの視点に立ったまちづくりを、行政と市民が一体となって推進していく。		H25年度は自殺予防対策事業・鳴門市人権セミナー・子育て親育て地域支援事業として、健康づくり課、人権推進課と共催による講演会「やさしさ宅配便」を開催。H26年度も3課共催により、講演会「自分のことをもっと好きになろう」を開催した。	○おおむね目標どお	他課と連携しながら、予算的な部分をクリアし、子どもを大事に育てるまちづくりを目指し、子育てに対する地域での取り組みを深める。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	9	国際・国内交流の推進	文化交流推進課 観光振興課	国外では、ドイツ連邦共和国リューネブルク市と姉妹都市盟約、中華人民共和国青島(ツンタオ)市と友好交流意向書を締結、国内では群馬県桐生市と親善都市盟約、福島県津若松市、沖縄県上野村と親善交流意向書を締結しており、国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、積極的に情報発信するとともに、より多くの子ども達が参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努める。		ドイツ連邦共和国大統領やリューネブルク市親善使節団等ドイツからの公式訪問客来鳴時には、市内の子ども達に合唱や合奏で出迎えてもらい、交流の場が生まれた。 H25には青少年8人を親善使節団員としてリューネブルクへ派遣、H26にはリューネブルクから12人の青少年が来鳴し、それぞれ現地でホームステイや学校訪問を行った。  中国からの国際交流員により、図書館でのおはなし会や小学校等での講演を実施。中国の文化や習慣等の紹介を行い、子供たちの国際感覚の育成や国際理解の向上に努めた。	○おおむね目標どお	H25から開始した青少年派遣事業は、両市の青少年が姉妹都市交流に参加し、国際理解を深める良い機会となっている。参加者は事業実施後も現地のホストファミリーや友人らと連絡を取り合っており、継続的な交流活動に繋がっている。  関係機関と連携し、子供たちが国際文化に触れる機会をさらに創出する。
子ども・親子・世代間交流の促進【3-2】	10	外国人留学生と小学生の国際交流活動の推進	学校教育課	各小学校で鳴門教育大学の外国人留学生を招待し、日本の行事や遊びなどを紹介し、留学生からは母国の風土や地理などを直接教えてもらい国際理解を進めている。 自国や外国文化の良さや違いを理解し、コミュニケーション力の育成を推進する。		各小学校に鳴門教育大学の外国人留学生2名を招待し、留学生の母国の紹介や日本の遊び等を通して、国際交流活動を行った。  ★実施状況 ・H24年度 実施校 12校 参加留学生 24人 ・H25年度 実施校 12校 参加留学生 24人 ・H26年度 実施校 13校 参加留学生 26人	○おおむね目標どお	小学生にとっては、ALT以外の外国の人と接する機会がないこともあり、外国文化の良さや違いを理解し、コミュニケーションできる貴重な時間となっている。 引き続き、外国の方との交流の場を提供するとともに、異文化について理解し、コミュニケーション力の育成を推進する。
基本目標4	子どもの豊かな心を育む教育の充実							
次代の親の育成【4-1】	1	★ジュニアリーダー育成支援	生涯学習人権課	ジュニアリーダーは子ども会活動を中心に活躍する高校生ボランティアグループあり、定期的に研修を受け、子どもとの関わり方を学ぶとともに、野外活動や子ども会活動に積極的に参加することで、本人の積極性や自主性も養われている。 今後より多くの高校生リーダーが育つよう、募集活動を積極的に行い、未来を担う人材の育成を支援する。		毎月の定例会のほか、中国四国地区子ども会ジュニアリーダー大会への参加。また、年1回、1泊2日の研修会を行っている。 ★ジュニアリーダーの人数 ・H24年度 10人 ・H25年度 15人 ・H26年度 13人	○おおむね目標どお	子ども会活動の指導者であるジュニアリーダー(高校生)の人数確保に苦慮する年がある。活動内容や人員募集の周知について工夫する必要がある。



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
次代の親の育成 【4-1】		★ インターンシップ 事業の推進	学校教育課	中高生が、社会の一員として、働くことの喜びや苦労、意義について理解するとともに、自分の将来について考えて生きようとする資質や能力を育てることを目的に、職場体験学習を行っており、今後も県内の企業や行政機関の協力を得て、地元企業や農業漁業の後継者育成も含めた事業の推進に努める。		市内中学校では、鳴門中・大麻中が2年生で2日間、一中・二中・瀬戸中では3年生が2日間職場体験学習を実施した。	○おおむね目標どお ▼	今後も職場体験学習を充実させるとともに、将来地元で住みたい・働きたい生徒を育てるため、地元の受入可能な事業所の開拓を進める。また、地域の特産物生産(農業・漁業等)において職場体験を実施できるよう推進を図る。
次代の親の育成 【4-1】		3 家庭教育の支援	生涯学習人権課	幼稚園や小・中学校のPTA家庭教育学級等において、家庭における子育てや家庭教育について、生涯学習まちづくり出前講座等の積極的な活用を通して支援する。		毎年度、各課や鳴門教育大学等の協力により、生涯学習まちづくり出前講座を開設している。 ☆生涯学習まちづくり出前講座数 ・H24年度 113 H25年度 112 ・H26年度 127	○おおむね目標どお ▼	家庭における子育てや家庭教育等に関するメニュー(講座)をできるだけ多く確保すること。
次代の親の育成 【4-1】		★ 未成年者の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止	健康づくり課 教育支援室 市民協働推進課	未成年者の喫煙・飲酒の健康への影響について積極的に情報提供を行い、家庭や学校など地域全体で防止に努める。また、薬物乱用については深刻な社会問題となっており、関係機関と連携しながら、ポスターやパンフレットの配布により啓発活動の取り組みを推進する。		県から送付される薬物乱用等防止・啓発チラシやポスター等を学校関係へ配布した。毎年、募金箱を設置し「ダメ、ゼツタイ。」普及活動における国連支援募金への協力を実施している。  母子健康手帳交付時、乳幼児健診や相談等において禁煙や受動喫煙に関する啓発活動を実施している。また、各学校において喫煙防止教室を行っている。 ☆敷地内完全禁煙実施 ・市内各児童施設、市内幼・小・中学校、青少年会館 ☆館内禁煙実施 ・鳴門市本庁舎、文化会館、ドイツ館、賀川豊彦記念館 ・公民館、婦人会館、観光情報センター ☆分煙実施 ・老人福祉センター、青少年ホーム  鳴門警察署員・青少年補導員と伴に市内一円を「みちびき号」で巡回し、予防や指導に努めている。また、県から送付される喫煙防止や薬物乱用等防止の啓発リーフレットやポスター等を学校関係へ配布した。H24年度においては「ダメ、ゼツタイ。」普及活動における国連支援募金への協力を実施した。 ☆市内巡回回数(かっこ内は夜間) ・H24年度 134回(30回) ・H25年度 196回(54回) ・H26年度 194回(60回)	○おおむね目標どお ▼	県と引き続き連携を取りながら、薬物乱用防止のチラシやポスターを配布し幅広く啓発を行う。また、交通安全講習等においても、危険ドラッグ服用の危険性などについて周知を行う。  乳幼児の健診の会場である老人福祉センターにおいて、分煙実施であることから、今後敷地内禁煙を目指して取り組みたいと考えている。  喫煙者の低年齢化が進む中、関係機関との連携を図り予防策の啓発が必要である。引き続き関係機関との連携を図りながら、喫煙防止や薬物乱用防止のリーフレット・ポスター類を配布し幅広く啓発を行う。
児童の教育環境の充実 【4-2】		1 教育振興計画の推進	教育総務課	少子高齢化をはじめとするさまざまな社会変化に柔軟に対応し、市民だれもが生きがいのある人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現を図るため、「鳴門市教育振興計画」を策定し、鳴門の教育改革を進めている。計画の推進にあたっては、取り組み状況について適宜検証し、進捗状況を確認するとともに、その成果や課題を取りまとめ、国や県の動向や社会情勢の変化等を見ながら、柔軟性を持ち、より効果的に推進していく。		○学校再編については、 ・H26年3月末に学校再編(北灘中と瀬戸中との統合)の実施。 ・H27年3月には北灘東幼小・北灘西幼小を休校とし、明神幼小との学校再編を実施した。 ○給食のセンター化については、 H25年度に基本設計、H26年度には実施設計をそれぞれ策定した。	○おおむね目標どお ▼	今後も本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」に基づき、学校再編に取り組むとともに、教育振興計画の実施計画に基づき、給食のセンター化を進めていく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童の教育環境の充実【4-2】	2	学習指導の改善	学校教育課 教育支援室	新しい学習指導要領(小学校平成23年度、中学校24年度から完全実施)に沿って、指導内容の重点化、指導法の工夫・改善、研究協力校・研究所による教育研修・学習活動支援の充実を図る。 また、鳴門教育大学をはじめ近隣諸大学等教育研究機関との連携を図るとともに、体験活動や「総合的な学習の時間」を活用し「生きる力」を育む教育活動を推進するなど、教育内容の充実を図る。		学校・園に研究委託を行い(年5校)、創意工夫と特色ある実践研究を推進している。また、今日的な教育課題と合致した教育論文の募集(年1回)をしている。論文審査は鳴門教育大学の5名の先生に依頼している。 各学校・園で実践事例として有効に活用されるように、教育研究所研究紀要の発行(年1回)をしている。教育課題を特集テーマとした教育研究所報の発行(年5回)をしている。 教科書展示・閲覧・貸し出し(常時)	○おおむね目標どお▼	学力向上のために、教育方法・技術における課題解決とともに、学校の組織的な教育力を高めることの必要性が現状としてあるので、そのための研修や情報収集・発信の充実や家庭や大学等教育研究機関との連携が必要である。
児童の教育環境の充実【4-2】	3	特別支援教育の推進	学校教育課	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育支援員と特別支援教育サポーターの適切な配置に努めるとともに、特別支援地域連携協議会の活動を通じて、子どもとその保護者によりよい支援を実現できる体制づくりに努める。また、教職員の専門性を高める研修に取り組み、指導体制の充実を図る。		近年、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細やかな支援ができるよう、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーターをそれぞれ配置した。 また、地域連携協議会の事業としてケース会議や研修会等を実施し、子どもを取りまく支援体制の充実を図った。 ★特別支援教育支援員配置状況 ・H24年度14名・H25年度15名・H26年度15名 ★特別支援教育サポーター配置状況 ・H24年度98名・H25年度65名・H26年度50名 ★ケース会議研修会等の実施状況 ・H24年度5回・H25年度4回・H26年度1回	○おおむね目標どお▼	引き続き、特別な支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育支援員を配置し、鳴門教育大学とも連携しながら特別支援教育サポーターの適切な配置に努める。 また、教職員の専門性を高める研修に取り組み、指導体制の充実を図る。
児童の教育環境の充実【4-2】	4	教育の情報化推進	教育支援室	子どもたちの情報活用能力の育成と各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用や校務の情報化により教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保に努め、これらを通して教育の質の向上を図る。また、教員のICT活用指導力の向上を目指す研修や、学校におけるICT環境整備、教育の情報化を推進するためのサポート体制の整備に努める。		平成26年度には、小学校6年生用、中学校1年生用に電子黒板、デジタル教科書を各校1台導入し、「わかる授業」の展開を行うため、継続的に研修を行っている。 平成22年に導入した教師一人1台の校務用コンピュータ・校務支援ソフトウェアを活用し、校務の負担軽減に関する取組を行っている。さらにICT機器活用研修や校務支援ソフトウェア活用研修を夏季休業日を中心に行っている。	△目標以下▼	平成26年度に導入した電子黒板は各校1台であったため、電子黒板の教室間の移動や児童生徒が設置教室へ移動する必要があるため、使いにくい授業が重なるなど、課題も多くあった。また、使い方に不安を感じる教員も中にはいた。その課題を解消し、「わかる授業」の展開が日常的に可能になるよう電子黒板の追加整備や教員に対する継続的な研修が必要である。 また、校務支援ソフトウェアは基本システムしか導入されていないため、通信簿・要録等の成績処理など効果の高い作業ができない。システムに追加オプションを導入するためには、高額な導入費用と毎年サポート費用が必要になるため、企業が開発したものでなく、一般的なソフトウェアで作成できるもので運用できないかを検討している。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童の教育環境の充実【4-2】	5	読書活動の推進	子どもいきいき健康づくり室 図書館	4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通して親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施している。また、図書館では、絵本の読み聞かせ会、わらべ唄手遊びの会を開催し、乳幼児期からの読書のきっかけ作りをしている。読み聞かせボランティアや運営スタッフの人員の確保に努め、保護者や子どもの本に関わる方への学習の機会の提供に努める。		ブックスタート事業はH19年度から開始し、以前より第2子・第3子への子どもに絵本を配布する機会が増えている。(H26年度の配布率は98%)H24年度から9か月健診も同所で行っており、4か月健診時に配布できなかった保護者やお子さんに読み聞かせ体験や案内する機会ができ、ブックスタート事業が充実してきている。 ●図書館での実施状況 ☆おはなし会(木曜日) ・H24年度 44回(420人) ・H25年度 42回(440人) ・H26年度 48回(368人) ☆おはなし会(第2土曜日) ・H24年度 12回(104人) ・H25年度 11回(114人) ・H26年度 11回(88人) ☆大学生によるおはなし ・H24年度 24回(105人) ・H25年度 18回(121人) ・H26年度 22回(181人) ☆赤ちゃんと遊ぼう ・H24年度 12回(127組) ・H25年度 11回(118組) ・H26年度 11回(104組) ☆幼児のおはなしで遊ぼう ・H24年度 12回(114組) ・H25年度 11回(76組) ・H26年度 11回(107組) ☆ありんこの会(学校図書館おはなしボランティアの勉強会)	○おおむね目標どお ▼	絵本の読み聞かせをすることは、子どもにとっては心の脳を育て、読み聞かせる方にも多くのメリットがあり、子どもとのコミュニケーションを図るのに最適である。母親だけでなく、父親(他の養育者)が絵本の読み聞かせをするという運動をしていきたい。また、図書館でのおはなし会は定着し、おはなし、本、わらべうたなどの情報提供の場でもあり、保護者同士の出会いと交流の場にもなっている。今後も継続的に進めていく。鳴門市子どもの読書活動推進計画第三次計画を策定中。
児童の教育環境の充実【4-2】	6	★学校図書館サポート推進事業	学校教育課	市内小・中学校に学校図書館サポーターを配置し、司書教諭と連携のもと、学校図書館運営の支援を行い、学校図書館を活用した、子どもの教育活動や読書活動の推進を図る。		★図書館サポーター配置状況 ・H24年度 中学校1校、小学校5校 ・H25年度 中学校1校、小学校5校 ・H26年度 中学校2校、小学校3校	○おおむね目標どお ▼	引き続き図書館サポーターを配置し、司書教諭とも連携しながら、学校図書館を活用した子どもの教育活動や読書活動の推進を図る。
児童の教育環境の充実【4-2】	7	★鳴門市子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)の推進	図書館	すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の意義や重要性について理解・関心を高め、家庭・地域・学校の連携のもと市民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備に努める。学校・市立図書館などの社会施設・ボランティア団体・地域社会等が連携し、相互の協力を図る取り組みを展開するとともに、さまざまな読書活動やイベントの情報を収集、提供することによって、読書活動のより一層の推進を図る。		★鳴門市子どもの読書活動推進協議会 ・H24年度 2回 ・H25年度 2回 ・H26年度 4回 ★学校図書館関係者の研修会及び情報交換会 ・H24年度「子どもの本の選び方」 ・H25年度「本と人をつなぐ“ビブリオバトル”ってなに？」 ★出前講座(読み聞かせの大切さについて) ★「鳴門市子ども読書推進計画(第三次計画)」策定に関するアンケートを実施	○おおむね目標どお ▼	H27年度に「鳴門市子ども読書推進計画(第三次計画)」を策定し、継続的に進めていく。
児童の教育環境の充実【4-2】	8	★図書館ホームページの充実(ウェブサイト)	図書館	各学校等とボランティア団体・図書館などの社会教育施設がお互いのさまざまな実践事例や先進的な取り組みに関する情報を「情報ひろば」に掲載し、いつでもどこでもだれもが情報を入手でき、お互いの活動内容が、より充実したものになるように努める。		鳴門市立図書館ウェブサイト「情報ひろば」に幼・小・中の活動内容を掲示。年に2回(5月、11月)更新している。 ・H24年度 2回 ・H25年度 2回 ・H26年度 2回	△目標以下 ▼	今後は、認定子ども園・保育所・児童クラブにもご協力いただき、幼稚園・小学校・中学校と幅広く子どもの読書環境の情報提供し、共有していく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どおし △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童の教育環境の充実【4-2】		9 国際化に対応できる教育の推進	教育支援室	教育活動全体を通して、国際理解教育・国際交流活動等を計画的に取り入れ、地域居住の外国人・鳴門教育大学留学生との交流により、外国の文化等の理解を図る。また、外国語指導助手(ALT)を各小・中学校、市立工業高校へ派遣し、国際理解教育・小学校外国語活動・外国語教育を推進する。		平成24年度に1名、さらには平成26年度に1名増員したことにより、現在は6名の外国語指導助手(ALT)が、市内小・中学校、幼稚園を訪問している。雇用人数が増えたことにより、英語学習の授業時数の増加はもとより、児童・生徒との交流も深まり、「イングリッシュキャンプ」等の事業を拡充することも可能となった。他方、様々な教育活動や市教委主催の行事等において、国際交流員や鳴門教育大学留学生の積極的な活用にも努めた。こうした取組により、その成果が、意識調査や英語能力判定テストにおいて、児童・生徒の豊かな国際感覚やコミュニケーション能力、英語力の向上となって現れている。	○おおむね目標どおし▼	国際化に対応できるグローバル人材の育成を目指して、鳴門市教育委員会は、平成25年5月に「世界にはばたく鳴門の子ども育成プラン」を策定した。その趣旨に則り、今後とも外国語教育・国際理解教育を推進していく。中でも、直接的な異文化体験は、グローバルな視点の育成や積極的なコミュニケーション・英語学習への動機付けにおいて重要な意味をもつと考える。学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度には、小学校で外国語活動の早期化(5年生から→3年生から)が予定されていることもあり、今後は、ALTの計画的な増員とともに人材の資質の向上が求められる。
児童の教育環境の充実【4-2】		10 学校教育機器の整備充実	教育支援室	視聴覚ライブラリーや視聴覚教育機器の整備を図るとともに、小・中学校、教育委員会にイントラネットを導入し、教育に関する情報の共有化や事務の効率化を図る。		学校行事や研修等でよく使用する、プロジェクタ、ポータブルワイヤレスアンプ・マイク、ノートパソコンを貸出機器として追加整備した。また、教室掲示用大型教材や横看板、次第などを印刷するための大判プリンタを導入し、教育委員会で印刷できる環境を整えた。このことにより、各校で高額なプリンタや消耗品を購入する必要がなくなるため、効率よく運用することが可能になった。	△目標以下▼	学校行事や研修等でよく使用する機器を各校に整備し、日常的に活用できる環境を整備することで有効活用が図られる。そのため、そういった機器を各校に整備を進めることが重要である。
児童の教育環境の充実【4-2】		11 就学援助費の支給	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の購入経費並びに校外活動費、修学旅行費、学校給食費など学校生活を送っていく上で必要とされる費用の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。		経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。 ★準要保護児童生徒認定者数 ・H24年度 小学生209名 中学生188名 ・H25年度 小学生213名 中学生153名 ・H26年度 小学生200名 中学生152名 ★支給費目 学用品・通学用品費 校外活動費 新入学学用品費 修学旅行費 給食費 医療費	○おおむね目標どおし▼	少子化等により児童生徒数は減少しているが、経済状況の変化等により、援助を必要とする世帯は多く、近年は要保護世帯も増加傾向にある。就学援助制度について学校等を通じて保護者に広く周知を行い、義務教育の円滑な実施を図るため今後も継続して実施していく。
児童の教育環境の充実【4-2】		12 生徒指導の充実	学校教育課	学校においては、教育活動全体を通して、基本的なモラルなどの倫理観や、他者を思いやる心、自他ともに命を大切にすることを育てるとともに、「生きる力」の育成に努めている。魅力ある学校・学級経営に努める中で、子どもと教師のふれあいを大切にし、地域の実情や個々の児童・生徒の発達段階に応じて、生徒理解に基づいた信頼感に満ちた生徒指導を推進する。		管理職を対象に、いじめ対応への研修会を実施 校内研修の推進 警察との連携の強化 校外補導連盟(年6回)の実施	○おおむね目標どおし▼	引き続き、教師が児童生徒との信頼関係を築き、教育活動全体を通じて、規範意識や「生きる力」の育成に努める。また、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応という観点に立ち、取り組みを進め、さらに鳴門市いじめ防止基本方針の策定に向け準備を進める。



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童の教育環境の充実【4-2】	13	道徳教育の充実	学校教育課 子どもいきいき課	地域や学校の実態に即して、重点目標を明確にし、内面的自覚の深化を図るとともに、ボランティア活動・社会体験活動などのさまざまな体験により、道徳的な実践力・日常生活における基本的な生活習慣、望ましい人間関係の育成を図る。 また、保育所や家庭、地域が一体となって、乳幼児期からの道徳教育に取り組み、豊かな心の育成、道徳心の定着に努める。		各小中学校において道徳教育全体の計画や各学年ごとに年間計画を作成。地域や学校の実態に即して重点目標を明確にし、内面的自覚の深化を図るとともに、ボランティア活動、社会的体験活動などの様々な体験により、道徳的な実践力、日常生活における基本的な生活習慣、望ましい人間関係の育成を図った。	○おおむね目標どお▼	H25年度より、各小学校に配布している「小学校道徳読み物資料」「子どもたちに伝えたい郷土(徳島)の偉人」の積極的な活用、道徳の時間の一層の充実を図る。
児童の教育環境の充実【4-2】	14	人権教育の推進	人権推進課 人権福祉センター 川崎会館 子どもいきいき課 学校教育課 生涯学習人権課	人権に関する知識だけでなく、人権感覚が十分に身につくこと、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を自分の課題とする人権尊重の態度・行動に結びつきます。同和問題を重要な柱として、人権問題を自分の問題として受け止める基盤としての人権感覚を育み、子どもたちが人権を大切にしたい生き方ができるよう、体験を通した学びを重視する人権教育を推進する。 また、学校・家庭・地域の連携のもと、地域全体の人権意識の高揚を図り、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりを推進する。		・H24年度は市内幼小中4校、H25年度は4校、H26年度は5校を鳴門市人権教育研究校として指定し、同和問題をはじめ、様々な人権問題の解決に向けた取り組みを実施し、その成果を研究報告書にまとめた。 ・保育所では、H24年度に徳島県人権教育研究大会のいちとくらの分科会で取組を報告した。 ・デートDVや児童虐待防止のための出張講座を行うなどの啓発を行った。 ・子どもから高齢者まで、地域住民が参加し、人権について学べる研修・講演の開催や人権教育啓発用印刷物・物品を配布した。 ・H26年度には文部科学省委託事業「人権教育総合推進地域事業」を行った。 ・人権啓発活動地方委託事業として「人権の花運動」を継続実施している。市内の小学校(2～3校)の児童にプランターや花苗を贈呈し、花を育てたり観察することを通して、協力・感謝することの大切さを学び、やさしい思いやりの心を体得させ人権思想をはぐくむきっかけづくりをした。 ・毎年度8月には「人権地域フォーラム」、11月には「ヒューマンライツ・メッセージ」を開催。3月には人権啓発リーフレットを市内全戸配布するなど、子どもから高齢者まで、地域住民が参加し、人権について学べる研修・講演の開催や人権教育啓発用印刷物・物品を配布した。	○おおむね目標どお▼	学校と人権擁護委員会等との連携により、人権の花運動を継続しているが平成26年度には3校に拡大した。その後キョーエイ鳴門駅前店における写真展も行っており、周知方法を工夫し参加者の増大を図る。  ・インターネットの書き込み等、新たな人権問題が発生していることから、更なる人権教育・啓発が必要不可欠である。 ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるために、職員間で共通理解を図りながら取り組んでいく。 ・今後ともさらに学校・家庭・地域・企業・関係機関と連携し、人権尊重の雰囲気醸成し、人権に関する地域の教育力を高めていく必要がある。
児童の教育環境の充実【4-2】	15	環境教育の推進	環境政策課 学校教育課	全ての学校・幼稚園が、環境教育の推進を教育計画に位置付け、子どもたちの環境学習・環境保全活動を促進・支援し、環境にやさしい学校づくりを進める。また、子どもたちの環境に対する取り組みを家庭・地域に広げるとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加する。		H24～26年度では全幼小中がなると環境スクールの実践校として節電・節水をはじめ、子どもたちの環境学習・環境保全活動に取り組む環境にやさしい学校づくりを進めた。さらに、子どもたちの環境に対する取り組みを家庭・地域に広げるとともに地域の美化活動や環境保全活動に参加した。	○おおむね目標どお▼	環境を守ることが命を守ることに繋がるということを考えさせ、環境についての学習を深める。また、子どもたちが学んだことや考えたことを家庭や地域に発信し、地域の方々とも協力しながら、今後も引き続き各学校において環境を守る活動を広めていく。
児童の教育環境の充実【4-2】	16	ボランティア教育の推進	学校教育課	ボランティア教育についての共通理解を図り、体験活動を通して無償性・公共性の心を育てる。地域の人材を活用するとともに、地域との連携を図り、住民活動や地域行事に積極的に参加するとともに、学校と地域を結び、コーディネーター的人材の育成に努める。		各小中学校には、ボランティア教育コーディネーターを校務に位置づけ学校の全体計画を作成し、体験活動を取り入れボランティア精神の育成に努めた。また、地域の人材を活用するとともに地域との連携を図り、住民活動や地域行事に積極的に参加した。	○おおむね目標どお▼	助け合いや協力する精神、思いやりの心を育てる奉仕活動、ボランティア活動を教育課程にどう位置づければよいか、さらに研究を進める。自主的・自発的な実践を地域と連携して推進する。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童の教育環境の充実【4-2】	17	健康教育の充実	学校教育課	疾病の予防、早期発見と適切な治療を行うための保健指導の充実、健康の保持・増進に必要な知識・技能の修得を進めるとともに、学校教育を通して、児童・生徒の実状に応じた心身の健康づくりを推進する。 子どもたちが、精神的に安定した日常生活を送り、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図るための指導に努める。		H24～26年度では薬物乱用防止教室を全小・中学校が実施した。 また、市内校長・園長、養護教諭、PTA会長及び学校医等で構成される学校保健連合会において、年に1度講師を招き学校保健に係る研修を実施し、会報を作成して全ての教職員・保護者に配布している。 ☆学校保健連合会における研修実施内容 ・H24年度「熱中症対策と経口補水療法について」(株式会社 大塚製薬工場 OS-1事業部) ・H25年度「学校現場における食物アレルギー児への対応」(徳島大学病院 小児科 助教諭) ・H26年度「学校における災害後の健康管理」(四国大学 看護学部 看護学科 准教授)	○おおむね目標どお▼	薬物の濫用による危害から児童・生徒の健康・安全を守るよう児童・生徒への情報提供を継続して行うとともに、子どもたちが精神的に安定した日常生活を送り、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図るための指導に努める。
児童の教育環境の充実【4-2】	18	開かれた学校づくりの推進	学校教育課	各学校の創意を生かした学校経営方針や教育目標を設定し、保護者や地域に積極的に情報発信する。また、教職員による自己評価や児童・生徒・保護者によるアンケートを実施し、幼稚園、小・中学校、高校に設置されている学校評議員を中心に「学校関係者評価委員会」を開催し、地域の方々の意見も聴取して評価を行い、学校経営に反映させる。 保護者並びに地域に信頼される開かれた学校づくりのため、さらに連携を強め、継続的な改善を図る。		全幼・小・中で経営方針や教育目標を設定し、保護者や地域に情報発信した。	○おおむね目標どお▼	今後も全幼・小・中で継続して実施することで保護者並びに地域に信頼される開かれた学校づくりに努める。
児童の教育環境の充実【4-2】	19	放課後子ども教室推進事業【再掲】	生涯学習人権課	再掲【3-2】 No.3				
児童の教育環境の充実【4-2】	20	幼稚園教育相談の推進	学校教育課	各幼稚園に特別支援コーディネーターを指名し、中心となって教育相談に対応している。また、地域の子育て支援センターとして未就園児親子登園を実施し、必要に応じて子育て相談を行っている。 今後も、保護者や地域との信頼関係づくりを基盤に、大学や専門機関等との連携強化を図りながら子育て支援を進める。		教育相談が定着し毎月4～5名の相談を実施している。保護者だけでなく、教師も利用した。 平成24年度 25名 平成25年度 24名 平成26年度 24名 未就園児親子登園は各幼稚園で実施している。	○おおむね目標どお▼	未就園児親子登園は、「井戸端会議的な雰囲気があり、参加しやすい」と好評であるので、継続していく。引き続き、教育相談をしていく中で、大学や専門機関との連携を図りながら保育環境を充実させていきたい。教育相談は時期・曜日・時間の調整などが必要である。
児童の教育環境の充実【4-2】	21	幼稚園預かり保育事業の推進【再掲】	学校教育課	再掲【1-1】 No.7				
児童の教育環境の充実【4-2】	22	地域・校種間の連携の強化	学校教育課	地域や保育所、学校との連携を強化し、幼児教育の質的向上を図るとともに、併設園の特性を生かした教育を推進する。 今後は、教職員間での連絡調整会議を積極的に行い、様々な交流による相互理解を図りながら、小学校高学年や中学校までの長期的見通しをもった幼稚園教育を進める。		平成22・23年度実施した研究成果を活かし、鳴門市全小学校区に校種間連携を広め、相互理解や交流を深めた。 平成25年1月から鳴門市学園都市化構想構想を実施。鳴門教育大学と連携し鳴門町内の保・幼・小・中の教育・保育の充実の充実を図ることができた。	○おおむね目標どお▼	鳴門市全小学校区に校種間連携を広め、相互理解や交流を深めるとともに、学園都市化構想を他の保・幼・小・中に広めていく。
児童の教育環境の充実【4-2】	23	幼稚園保育料の減免	学校教育課	幼稚園に子どもを通園させている家庭で、保育料の支払いが経済的に困難な保護者に対して、保育料の減免を行うことにより、幼稚園教育の振興を図る。同じく、多子世帯の保育料減免などについても検討する。		☆幼稚園就園奨励費補助金 全免 1/2免除 ・H24年度 67名 13名 計73名 ・H25年度 53名 12名 計65名 ・H26年度 59名 13名 計72名	○おおむね目標どお▼	所得により保育料の減免を実施した。平成27年度より公立幼稚園は保護者の収入に応じた応能負担となり、多子世帯は保育料が減免されるため、就園奨励費は利用しない。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どおし △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	1	地域文化財教育活用プロジェクトの推進	子どもいきいき課	地域の文化施設である大塚国際美術館を生かしたワークショップを、鳴門教育大学・大塚国際美術館・鳴門市の三者の主催、鳴門市子どものまちづくり推進協議会の共催により行う。芸術に出会い、発見する喜びや表現する楽しさを体験することにより、次代を担う子どもたちの豊かな感受性やバランスのとれた人格の育成を図る。今後は募集方法を再検討し、より多くの子どもたちに芸術とふれあう機会の提供に努める。		N*CAPは、鳴門市内の小学生にとどまらず市外からも申し込みがあり、毎回定員をオーバーするほどの人気があった。大塚国際美術館と鳴門教育大学の協力により成り立っている事業である。鳴門市子どものまちづくり推進協議会のボランティアにより、バスの乗降時の安全や子どもたちのサポート、公共の場におけるマナーの教育など、子どもたちの人格形成にも役立ち、地域の方々とも交流できた。	◎目標以上	事業の目的は同じだが、N*CAPの活動が新しくなり、現在もより良い方向性を検討している。定員オーバーで参加できない子どもがある場合を考え、芸術への興味及び教育への足がかりとなるよう考え工夫し、継続していきたい。
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	2	子どものまちフェスティバルの開催【再掲】	子どもいきいき課	再掲【3-2】 No.7				
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	3	子どものまちづくり市民のつどいの開催【再掲】	子どもいきいき課	再掲【3-2】 No.8				
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	4	のびのびバスポート事業の推進	戦略企画課	子どもたちの健全な育成を図るため、鳴門市と神戸市及びその隣接市町、淡路島の各市、徳島市では、地域内に在住する小中学生を対象に、58の教育施設等を無料で開放する「のびのびバスポート」を発行している。今後とも、引き続きバスポートの利用促進に努め、事業の拡充を図る。		市内の小・中学校に通う生徒を対象に67の教育施設等を無料で開放する「のびのびバスポート」を継続して発行している。	○おおむね目標どおし	学校用バスポートの紛失について連絡があり、責任者の氏名等を確認し再発行手続きを行ったが、事務局をしている神戸市教育委員会では紛失を重大な過失とし「校長の始末書」をもって再発行、くらいの厳しさをもって扱っている。異動などによる紛失を防ぐため、管理方法について、より一層注意するよう、周知を徹底する。  ※生徒用バスポートについても「紛失した」との連絡が何件もあり、児童生徒の学校名等を確認したうえで再発行手続きを行っている。
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	5	公共交通を活用した社会学習の支援(子どもホリデーフリーバス事業)	子どもいきいき課	小学生を対象に、土・日曜日や祝日、春・夏・冬休みなど、学校が休みの日に、市営路線バスおよび地域バスが無料で利用できる「子どもホリデーフリーバス事業」を行う。今後は、本市の交通体系の変化に留意しながら実施方法等について検討し、引き続き子どもたちの社会学習を支援する。		バスポートは学校が管理し、利用したい子どもが借りるシステムになっている。 ☆子どもホリデーバスポート利用者数(延べ) ・H24年度 357人 ・H25年度は 127人 ・H26年度 183人	△目標以下	児童数も減少し、利用する子どもが減ってきている状態である。バスポート自体も古くなっている。市営バスの撤退も有り、今後の利用状況を見ながら見直しを考えた。
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	6	幼少年消防クラブ活動の推進	消防本部予防課	公立幼稚園を中心に幼少年消防クラブが活動しており、消防署見学、師走のまちの火の用心街頭広報、火災予防週間防火パレードなどに子どもたちが参加している。今後も継続して事業を行い、子どもたちへの防火に関する学習と、地域への火災予防啓発に努める。		(地震・津波・火災想定避難訓練、消防署見学、火の用心夜警、防火餅つき) ・H24年度 53件 4507名 ・H25年度 67件 5135名 ・H26年度 63件 4303名	○おおむね目標どおし	H26年5月、うずしお少年消防クラブ大津消防隊が発足。 H26.6.1現在・少年消防クラブ2クラブ181名・幼年消防クラブ12クラブ728名で活動中。今後も、予算の制約や少子化の影響もあるが、幼年期から防火意識の向上のため、引き続き市内全地区の幼少年消防クラブ発足に向け努力する。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	7	「防ごう！少年非行」市民総ぐるみ運動の推進	教育支援室	市民をあげて、青少年の非行防止・健全育成についての機運を醸成することを目的に「防ごう！少年非行」市民総ぐるみ運動を実施。納涼市や阿波踊り、子どものまちフェスティバル等のイベント開催時に啓発パレードや啓発リーフレットの配布を行う。また小・中・高校生を対象に啓発用「標語」・「ポスター」を募集して、作品展示会を開催している。今後も関係機関との連携に努めるとともに、広く市民に非行防止と健全育成を呼びかける活動を展開する。		毎年8月の阿波踊り初日に啓発パレードを実施し、10月の子どものまちフェスティバルで啓発活動を実施。また11月には市立図書館で健全育成・非行防止の標語・ポスター展を開催している。 ・H24年度 啓発パレード参加者34人 リーフレット配布500人 ・H25年度 啓発パレード参加者25人 リーフレット配布400人 11月に作品展示会開催 ・H26年度 8月リーフレット配布400人 10月リーフレット配布400人 11月作品展示会開催	○おおむね目標どお▼	青少年の非行防止・健全育成について、市民や市内の小中高の児童・生徒に啓発する絶好の機会であるし、3つのイベントとも、前向きに参加してくれている人が多いのでこれからもぜひ継続していきたい。
子どもの自主性を育てる活動や行事【4-3】	8	体験活動・ふれあいの拠点づくりの推進	公園緑地課 子どもいきいき課 健康づくり室	鳴門ウチノ海総合公園を拠点に、子ども達が安全で自由に活動できる場所の確保を行い、親子や地域住民がともに集い、ふれあえる環境の整備に努める。また地域エリアごとに「のびのび遊ぼうマップ」を作成配布し、子育て中の保護者や子どもが気軽に安心して遊べる公園の情報提供を行っている。		鳴門ウチノ海総合公園を育てる会と連携し、子どもの主体的な体験学習活動や親子のふれあいの場を提供するイベントを積極的に開催した。また、親子や地域住民がともに集い、ふれあえる環境の整備に努めた。	○おおむね目標どお▼	モニタリングを通じて利用者ニーズの把握・分析を行うとともに、鳴門ウチノ海総合公園を育てる会の意見も聞きながら、業務改善や新たな企画を立案していくことが不可欠である。
基本目標5 安心・安全な子育て環境の整備								
親子にやさしい環境づくり【5-1】	1	子どもの遊び場の整備	公園緑地課	子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、国の補助制度の活用を図りながら、施設の安全対策の強化、および計画的な改築・更新など、地域の協力を得ながら公園の整備を推進する。		地域の良質な住環境づくりや公園等の維持管理のため、町内会や自治会等へのボランティア委託による公園管理を行った。	○おおむね目標どお▼	財政面からもボランティア委託による公園管理を実施し、市民との協働を推進していく。
親子にやさしい環境づくり【5-1】	2	危険箇所の把握と対策の推進	教育支援室 公園緑地課	各小学校区を基準に、子どもたちにとって危険となる箇所の把握や見直しを行い、中学校区毎の「安全マップ」を作成して配付している。また、公園の植栽管理に注意を払うとともに、危険箇所については立て看板等を設置して注意を促し、子どもの安全確保に努める。危険箇所の把握については、交通安全対策、防犯対策、保安対策等、多岐にわたる情報収集が必要となるため、関係機関との連携を図り、事業推進に取り組む。		H24年度は青少年補導員の会で各中学校区の「安全マップ」100枚を補導員に配布した。 H25年度は安全マップを配布。 H26年度は市内小学校ごとに危険箇所のチェックを行い、新たに危険箇所10カ所21本の立て看板を設置した。また、町内会、ボランティア等により公園の除草を実施するとともに、随時公園の樹木剪定を実施した。	○おおむね目標どお▼	H26年度後半になっても危険箇所全箇所を立て看板が設置できていない状況であり、今後も危険箇所の報告を各小学校、地域等に呼びかけるとともに、センターでも発見に努め適時看板設置を図る。また、公園の植栽管理にも注意を払っていく。日常点検等の確実な実施を図り、安全対策に万全を期す必要がある。



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況		
							◎目標以上	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)	
							○おおむね目標どおし		
							△目標以下		
							×未実施		
◇完了・終了									
親子にやさしい環境づくり【5-1】	3	公共施設等における子育て世帯に優しいトイレ等の整備	総務課 公園緑地課 図書館	乳幼児を連れて外出する人が、オムツ換えや授乳時に困ることがないように、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備およびバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心なトイレの維持管理に努める。		H24年度、本庁舎1階の身障者トイレを多目的トイレとした。また、公園施設等において、清潔で安心なトイレの維持管理に努めた。  ☆図書館内トイレ H24年度 1階一般用トイレを洋式化した。1階の身障者トイレを「だれでもトイレ」とした。 ☆図書館内授乳コーナー H25年度 1階ロビーに可動パーティションを配置し、オムツ交換、授乳時のプライバシー確保を可能とした。	○おおむね目標どおし▼	うずしお会館においては、5階の婦人会館の女子トイレに洋式トイレが1室あるのみとなっている。そこで、利用者数の多いうずしお会館であることから、他の階のトイレの洋式化を検討する。  トイレ改修を含め、図書館施設の耐震化計画として、今後既存施設を利用するのか、新施設とするのかを検討されることとなる。  子育て世帯に優しいトイレの整備及びバリアフリー化の推進を図る必要がある。	
親子にやさしい環境づくり【5-1】	4	★マタニティマーク普及啓発事業	健康づくり課	妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配布している。また、身体障がい者の駐車場と併せて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施している。マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解の徹底に努める。		母子健康手帳交付時にマタニティマークグッズを配布している。併せて市民への啓発活動も継続して実施している。 ☆配布数 ・H24年度 405個 ・H25年度 445個 ・H26年度 394個	○おおむね目標どおし▼	今後も継続して実施していく。	
親子にやさしい環境づくり【5-1】	5	★妊婦や子どもへの受動喫煙の予防【再掲】	健康づくり室 総務課 文化交流推進課 長寿介護課 子どもいきいき課 商工政策課 観光振興課 学校教育課 生涯学習人権課	再掲【1-3】 No.7					
親子にやさしい環境づくり【5-1】	6	防犯灯・街路灯の整備	土木課	街路照明は、夜間における犯罪や交通事故等の発生を未然に防止し、安全で安心な街づくりを進めるために欠かすことのできない施策であることから、子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安心して安全に道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の住民の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯の設置及び維持管理を行う。		設置数 H24水銀灯11灯、防犯灯15灯、LED(防)8灯 H25LED(水)4灯、防犯灯22灯、LED(防)7灯 H26水銀灯6灯LED(水)4灯、LED(防)32灯 修繕数 H24 水銀灯130灯、防犯灯70灯 H25 水銀灯124灯、防犯灯41灯 H26 水銀灯169灯、防犯灯87灯	○おおむね目標どおし▼	今後も、防犯灯や街路灯の設置及び維持管理を行っていく予定。	
親子にやさしい環境づくり【5-1】	7	公園照明灯の整備	公園緑地課	公園で遊ぶ子どもたちを未然に犯罪から守るため、公園における照明灯の維持管理に努め、警察や地元自治会から増設等の要望がある場合、協議および検討の上その設置に努める。		公園施設等における維持管理に努め、器具が破損した場合は、LED照明に順次交換した。また、警察や自治会等から増設等の要望がある場合は、協議及び検討の上その設置や補修を行った。	○おおむね目標どおし▼	今後、電気料金が少なく、長持ちするLED照明に整備していく必要がある。	

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	8	市道の整備	土木課 まちづくり課	交通事故防止に向け、各学校の安全協議会の意見交換を密に行うなど、関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できる道路整備と維持管理に努める。		危険箇所の点検 H24～H26 瀬戸地区交通安全点検 H24 通学路の合同点検 69箇所 危険箇所の対策 H24 通学路の対策工 7箇所 H25 通学路の安全点検 16校 H26 通学路の安全点検 8校	○おおむね目標どお▼	今後も、関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良や道路整備と維持管理を行っていく予定。
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	9	歩道の整備	土木課 まちづくり課	歩道については、道路条件・周囲の状況等を考慮しながらその設置に努める。また、地元の交通安全協議会等と連絡を密に行い、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して利用できるよう、段差の解消等バリアフリー化に努める。		段差解消 H24 歩道の段差解消 1箇所 H26 歩道の段差解消 1箇所	○おおむね目標どお▼	今後も、歩道の段差の解消等を行っていく予定。
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	10	効果的な交通規制の実施	市民協働推進課	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進する。 今後も交通安全上、問題のある箇所や住民から要望のあった箇所について調査を行い、必要があれば関係機関と協議して対応する。		市、鳴門警察署、鳴門市交通安全協会、鳴門地域交通安全活動推進委員協議会等が協力して、死亡事故発生地点の現地調査を行った。 また、学校等の要望に応じ通学路の危険箇所の点検も行い、横断歩道の再舗装、標識の改善等を順次行った。	○おおむね目標どお▼	第9次交通安全計画に基づき、関係機関と連携をとりながら、交通安全上問題のある箇所や住民からの要望について調査を行い、効果的な交通規制が実施できるかどうか協議を続ける。
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	11	交通安全運動の推進	市民協働推進課	児童の交通安全確保や交通安全意識啓発のため、小学校区ごとに設置されている交通安全母の会活動を支援するとともに、新入園児や入学児童への黄色い帽子の贈呈により、子どもを交通事故から守る活動を強化する。 また、子どもの発達段階に応じた実践体験による交通安全教室を開催するとともに、保護者にチャイルドシート着用の徹底と正しい着用の指導を行うなど、より充実した交通安全教育を推進する。		交通安全母の会活動の支援を継続し、新入園児や入学児童へ黄色い帽子の贈呈をした。 ☆黄色い帽子配布数 ・H24年度・・・872個 ・H25年度・・・820個 ・H26年度・・・840個 ☆交通安全教室実施回数(保・幼・小・中・高) ・H24年度・・・48回 ・H25年度・・・57回 ・H26年度・・・39回	○おおむね目標どお▼	子どもの発達段階に応じた実践体験による交通安全教室を実施し、保護者にはチャイルドシート着用の徹底と正しい着用の指導を行う等効果的な交通安全教育を進める。 また、自転車シミュレーターを活用し、増加傾向にある自転車事故減少に向けた取り組みを行う。
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	12	交通環境の整備	土木課	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線などの交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努める。 また、問題のある箇所や住民から要望のあった箇所については、調査を行い、関係機関と協議して交通環境の改善を図る。		カーブミラー設置 H24 16箇所、17面 H25 18箇所、20面 H26 17箇所、17面 防護柵設置 H24 L=430m H25 L=450m H26 L=337m	○おおむね目標どお▼	今後も、住民から要望のあった箇所については、調査を行い、関係機関と協議して交通環境の改善を図っていく予定。
親子にやさしい環境づくり 【5-1】	13	環境浄化活動の推進	教育支援室	有害図書類等の自動販売機等の設置状況把握と、図書類取扱業者に対する有害図書類の区分陳列等の指導を行うとともに、白いポストによる有害図書類の回収を行っている。 今後とも、地域・学校・関係機関との連携を図り、環境浄化の推進に努める。		市内の書店等に出向き、有害図書類の区分陳列等の指導を行うとともに、白いポストを3箇所に設置し有害図書類の回収に努めている。 ・H24年度 書籍・雑誌269冊、DVD等25枚、ビデオ32本 ・H25年度 書籍・雑誌254冊、DVD等158枚、ビデオ0本 ・H26年度 書籍・雑誌333冊、DVD等102枚、ビデオ76本	○おおむね目標どお▼	書店やコンビニ等で有害図書の区分が行われているか継続して調査する必要がある。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進 【5-2】	1	学校施設耐震化推進事業	教育総務課	耐震診断結果に基づき、補強設計・補強工事等を行い、平成27年度を完了の目途として、学校施設の耐震化を推進する。		耐震化推進事業計画の前倒しを図りながら、早期耐震化の実現に取り組んでいる。 市内公立学校施設耐震化率(H27年4月1日現在) 小・中学校 95.0% 幼稚園 61.9%	○おおむね目標どお▼	第一中学校(校舎)及び鳴門東小学校(屋体)、幼稚園園舎について早期の耐震化完了を目指す。また、地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るため、学校施設の非構造部材の落下防止対策を早期に図る必要がある。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	2	保育所における地震対策の推進	子どもいきいき課	児童等を地震の被害から守るため、施設の耐震化や設備の転倒防止対策等を推進・支援するとともに、職員・保護者等への防災意識の徹底を図り、また緊急地震速報設備の導入について研究する。平成21年度緊急雇用対策事業・児童福祉施設等環境整備事業の一環として、公私立保育所の家具転倒防止対策を一部実施する。		私立保育所(園)14園、認定こども園1園において耐震整備工事をを行い、耐震化が完了した。	○おおむね目標どお▼	既に策定している危機管理マニュアルを適宜見直しながら、地震や津波等の災害発生時に迅速かつ円滑な安全確保と避難が行えるよう、危機管理体制の整備を図る。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	3	保育所における防犯対策の推進	子どもいきいき課	保育所において、防犯カメラ・防犯ブザー等の防犯設備・機器の整備を図るとともに、不審者対策等の避難訓練を行うなどし、職員・保護者等への防犯意識の徹底を図る。今後も、警察など関係機関と連絡を密にし、防犯対策を推進し、児童等の安全を確保する。		全保育所(園)において、不審者対応のマニュアルを作成し、不審者に対する訓練を定期的実施した。また、警察からのメールによる不審者情報を各保育所(園)・保護者へと随時伝え情報を共有した。	○おおむね目標どお▼	今後も不審者対応の避難訓練を定期的に行うと共に、マニュアルを適宜見直しながら、警察署や地域等と連携を密にして、防犯体制の整備を図っていく。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	4	学校安全整備事業	教育総務課	児童・生徒等の安全確保を図るため、門やフェンス、外灯の整備、通報装置の更新・設置などの整備や、遊具等の安全対策を計画的に進める。今後は、外部からの人的要因だけでなく、施設・設備(遊具・外壁等)の安全対策も取り入れた事業として取り組む。		各施設ごとに点検やヒアリング等を行い、安全性を確保するため修繕や更新が必要と判断される設備について、優先度の高いものから順に整備を図った。 また、H26年度からの6カ年の計画で、未整備の学校・園に対し、「防犯カメラとセンサーライト」の配備を進めていくこととした。	○おおむね目標どお▼	学校施設の老朽化に伴い、今後においても修繕や更新が必要となる設備等は毎年増加することも予想される。学校からの要望に沿って、優先度の高いものから順次、整備を進める必要がある。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	5	防犯意識の高揚	市民協働推進課	「鳴門市安全なまちづくりに関する条例」を制定し、明るい社会の実現をめざし、鳴門市防犯協会を中心に、自治振興会・地域の安全を守る会等が、「安全なまちを考える市民の集い」などの討論会、防犯講習会や研修会等を開催し、市民の防犯意識の高揚を図る。また、子どもたちが様々な犯罪に遭わないよう、講習会等で犯罪予防に関するアドバイスを行う。		鳴門市防犯協会を中心に「安全なまちを考える市民の集い」を開催し、市民の防犯意識の高揚を図った。 ★参加者 ・H24年度・・・90人・H25年度・・・150人 ・H26年度・・・50人 防犯協会より、「イカのおすし防犯ホイッスル」(H24、26)、「イカのおすし防犯ブザー」(H25)を新入学児童へ配布。また、防犯教室や訓練を実施。イベント等でも呼びかけ、安全意識と自己防衛意識の向上を図った。さらに、青色防犯バトロール、子ども110番の家の依頼を行い犯罪等未然防止活動の推進を行った。 ★誘拐防止教室開催回数 ・H24年度・・・12回・H25年度・・・12回 ・H26年度・・・8回 ★不審者侵入訓練実施回数 ・H24年度・・・6回・H25年度・・・11回 ・H26年度・・・13回 ★イカのおすしグッズ配布 ・H24年度・・・419人・H25年度・・・425人 ・H26年度・・・420人 ★各学校への情報提供 ・H24年度・・・34件・H25年度・・・17件 ・H26年度・・・12件	○おおむね目標どお▼	子どもを狙った犯罪が増加していることもあり、より効果的な防犯意識の高揚を図るために、市、警察、防犯協会等の関係機関が連携を密にし、啓発の機会を設ける。また、対象とする年齢に応じて講習の内容を変更するなど、子どもが興味をもって自主防犯意識を高めることができるよう、工夫をこらす。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	6	危機管理・防災意識の醸成と高揚	危機管理課 消防本部予防課	自分たちのまちは自分たちで守るという基本視点に立った自主防災を推進するため、広報、ケーブルテレビ、各種訓練・研修会を通じて、危機管理・防災意識の醸成と高揚を図る。今後は、子どもたちにも分かりやすく、内容を充実した啓発活動に努める。		広報誌やテレビ広報を活用して、防災に関する基本的な知識や災害関連情報について周知・啓発を行った。また、小中学校の防災訓練や出前講座に参加し、子どもたちへの啓発活動を行った。	○おおむね目標どお▼	地震や台風などによる災害に関する普及啓発活動を行い、災害発生時の防災活動や対応について周知徹底に努める。 また、自ら身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」、近隣住民同士の見守り、助け合いの「近助」が重要であるという意識の高揚を図る。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	7	犯罪情報の提供と防犯組織の育成と支援	教育支援室 市民協働推進課	鳴門市防犯協会・警察などの防犯関係機関・団体、自治振興会・地域の安全を守る会などの市民ボランティアと学校・行政が連携した活動を行うため、不審者情報の共有化を図り、学校(園)への迅速な情報提供を行うとともに、学校安全ボランティア(スクールガード)等の地域に根ざした防犯組織の育成と活動への支援を行い、子どもを犯罪から守る活動をしている。		不審者情報を幼稚園・小中高等学校にメール送信した。また、小学校等で誘拐防止教室や不審者侵入時の対応訓練を行った。 ★不審者情報 ・H24年度 17件 ・H25年度 10件 ・H26年度 20件 ☆誘拐防止教室 ・H24年度 9校・園 ・H25年度 10校・園 ・H26年度 12校・園 ★不審者侵入時の対応訓練 ・H24年度 1校・園 ・H25年度7校・園 ・H26年度 10校・園 鳴門市防犯協会及び安全部会活動を行う地区自治振興会に対して、補助金を交付して活動支援を行った。  鳴門市防犯協会及び安全部会活動を行う地区自治振興会に対して、補助金を交付して活動支援を行った。 また、徳島県警が実施している安心メールの周知を行うなど、不審者情報の共有化に向けた取り組みを行った。	○おおむね目標どお▼	不審者情報が増加傾向にあるので、現在幼稚園や小学校等で行っている誘拐防止教室や不審者侵入時の対応訓練を積極的に行う必要がある。また、引き続き市防犯協会や青色防犯パトロールなど、子どもを犯罪から守る活動を行っている団体への支援を継続し、犯罪を未然に防止できるよう連携を強化する。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	8	災害情報の提供と防災組織の育成と支援	危機管理課 消防本部予防課	災害への適切な対応を図るため、全国瞬時警報システム(J-Alert)を導入し、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に対してサイレン等で迅速に情報提供を行い、住民の安全確保に努める。 また、地域の実情に応じ、自治振興会・町内会・婦人会などを中心とした自主防災組織の育成を図るとともに、鳴門市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの育成・登録制度の導入についても検討・調査を進め、地域・学校において災害から子どもたちを守る。		市民等にタイムラグ無く、地震等の緊急情報を伝達できるように、平成27年3月に全国瞬時警報システム(J-ALERT)とデジタル防災行政無線を連動して運用を開始した。 また、各地域に防災対策の推進及び自主防災組織の結成を働きかけたことにより、平成24年9月に市内全域において自主防災会が結成された。	○おおむね目標どお▼	市民等に対して確実に災害関連情報を伝達するため、市民等が何らかの形で情報を得ることができるよう、防災行政無線、携帯メール等を用いて情報伝達手段の多重化・多様化を図る。 また、自主防災組織に対し、助成金を交付するとともに、会合や訓練に参加し、活動の活性化を図る。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	9	危機管理・防災マニュアルの充実	危機管理課 子どもいきいき課 学校教育課	大規模な災害や危機的事態の発生時を想定し、各種計画を策定することで、行政・地域・学校等が一貫性のある対応を図ります。また、さまざまな不測の危機的事態を想定したマニュアルの整備・充実に努め、子どもたちの安全確保に努める。 また、自校・園独自の危機管理マニュアルを作成しているものについては、市で策定する危機管理マニュアルとの整合性を図り、危機事態に見舞われた場合でも、適切に対応できるよう危機管理体制の確立に努める。		災害対応備品として、防災用イヤホン、簡易担架、全幼児・児童・生徒用のヘルメット、保温アルミシートを整備した。 また、各保育所及び児童クラブでは、地震津波発生時に備えて、毎月訓練を実施し、各施設毎に策定している危機管理マニュアルを適宜見直した。	○おおむね目標どお▼	鳴門市地震津波対策推進計画に基づき、各種マニュアルの見直し作業を行い、大きな災害や緊急事態発生に備え避難訓練を実施するとともに、避難経路等日常的に点検・周知を図る。また、各園・校が防災マニュアルに取り入れるべき事柄について、「学校防災会議」での議論を経て、地域防災計画や地震津波対策推進計画との整合性を図り、幼・小・中の校種間で一貫性のある災害対応ができるようにする。
子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進【5-2】	10	危険箇所の把握と対策の推進【再掲】	危機管理課 消防本部予防課	再掲【5-2】 No.6				
基本目標6	すべての子どもと家庭への支援							
児童虐待防止対策の充実【6-1】	1	★ 鳴門市要保護児童対策地域協議会【再掲】	人権推進課	再掲【3-1】 No.4				



推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どお △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
児童虐待防止対策の充実【6-1】	2	★ 鳴門市おめでとぅ赤ちゃん訪問事業の実施【再掲】	子どもいきいき課 健康づくり室	再掲【1-1】 No.1				
児童虐待防止対策の充実【6-1】	3	家庭児童相談の推進	人権推進課	家庭児童相談員が子どもへのしつけ、養育、発達に関することや学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関するさまざまな問題についての相談を受け、関係機関とより綿密な連携をとり、問題解決にあたっている。		平成23年度より家庭児童相談員2名を人権推進課内の女性子ども支援センターに配属し、平成24年度より子ども支援員を雇用して虐待をはじめとする要保護児童やハイリスク家庭の支援に当たっている。その支援件数は23年度1417件であったのが毎年増加して26年度は1798件となった。	○おおむね目標どお▼	家庭児童相談員、子ども支援員ともに臨時非常勤職員で対応しているが、重篤な虐待事案の支援等、重責を担っている職種であることから、正規職員の配置を含む雇用体制の見直しが必要である。
児童虐待防止対策の充実【6-1】	4	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進【再掲】	人権推進課 社会福祉課	再掲【3-1】 No.3				
児童虐待防止対策の充実【6-1】	5	育児支援家庭訪問事業の推進【再掲】	子どもいきいき課 健康づくり室 人権推進課	再掲【1-1】 No.9				
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	1	相談体制の充実	子どもいきいき課	母子自立支援員が、母子家庭や寡婦の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、母子家庭の経済的・精神的自立を支援する。		H22年8月より対象となった父子家庭についても、徐々に相談件数が増加してきている。また、自立支援プログラムの策定に繋がった件数も増加している。 ★母子・父子自立支援員の相談件数 (カッコ内は自立支援プログラムの策定件数) ・H24年度 244件 父 8件 (5件) ・H25年度 206件 父 8件 (5件) ・H26年度 235件 父16件 (13件)	○おおむね目標どお▼	母子・父子自立支援員への相談内容が就労や育児・家庭の悩みだけでなく、養育費や面会交流の取り決め等に至るまで広く対応していることがあまり知られていないため、母子・父子自立支援員の存在及び相談内容について、周知をしてゆく。児童扶養手当の受給者だけでなく、手当を受給していない市民等においても、広く周知に努める。
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	2	生活支援の推進	子どもいきいき課	母子家庭の母親が、生活上の問題で子どもの養育ができない場合は母子生活支援施設による支援、就労のため子どもの保育ができない場合は保育所・児童クラブへの優先入所、子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)により母子家庭の生活支援を行い、個々の事例ごとに適切な対応が取れるよう、日頃から関連各機関との連携を密にし、迅速な対応に努める。		ひとり親家庭等で養育が困難になった場合に利用する子育て短期支援事業は、関係機関との連携により利用児童数が増加している。またひとり親家庭等の児童が保育所や児童クラブに入所する場合にも国からのガイドラインに沿って優先的に入所できるように対応をしている。	○おおむね目標どお▼	ひとり親家庭等の子育て支援が必要になった場合の個々の現状や今後の課題を関係機関と調整し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進しながら支援の推進をしていく。
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	3	★ 児童扶養手当の支給	子どもいきいき課	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行う(所得制限あり)。制度改正により、平成22年度中には支給対象を父子家庭にも拡大し、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図る。		受給者の総数はほぼ一定数を保っているが、父子家庭の受給者数は年々増え続けている。また、H26年12月からは公的年金との併給が可能となり、H26年3月の時点では11人が併給することとなった。 ★受給者数(カッコ内は父子家庭の受給者数) ・H24年度末 532(36)人 ・H25年度末 537(45)人 ・H26年度末 531(49)人	○おおむね目標どお▼	H27年4月には物価スライドの影響により3%が増額され、さらにH28年度は国の予算において拡充が見込まれている。支給の対象となる家庭全てに本手当がいきわたるよう、周知に努めていく。また、複雑な事情を抱えた家庭が多いため、丁寧な聞き取りを心がけ、適正に支給事務を行えるよう努める。
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	4	★ 母子家庭等医療費の助成	子どもいきいき課	母子家庭の方が入院した場合、安心して医療が受けられるよう、母子家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその児童を扶養している母親で、前年の所得が児童扶養手当の支給対象となる所得制限以下の場合を対象に医療費の助成を行う。		・H24年度ひとり親医療費受給者証発行部数 418件 ・H25年度ひとり親医療費受給者証発行部数 430件 ・H26年度ひとり親医療費受給者証発行部数 394件	○おおむね目標どお▼	ひとり親家庭等の医療費の経済的負担を軽減していくため、事業の内容等を啓発し推進していく。

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていたもののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況	実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上 ○おおむね目標どおし △目標以下 ×未実施 ◇完了・終了	
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	5	★自立支援給付事業の推進	子どもいきいき課	母子家庭の母が指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部を母子家庭自立支援教育訓練給付金として支給し、指定された資格を取得するため2年以上養成機関(通信教育を含む)で修業する場合は、一定期間、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を修了後に支給するなど、母子家庭の自立と経済的負担を支援する。		高等技能訓練促進給付金はH26年に高等職業訓練促進給付金へと名称を変え、H24年度は8名、H25年度も8名、H26年度は7名が受給した。高等職業訓練促進給付金を活用することにより、准看護師や看護師等の資格を取得し、受給者の生活の安定が図られている。自立支援給付金については、H24～H26年中は申請が無かった。	○おおむね目標どおし	高等職業訓練促進費は、修業中の全期において給付される必要がある。しかし、現時点では給付される期間の上限が2年間であるため、資格取得までに3年以上を要する場合等は、貸付け制度についても説明してゆく必要がある。
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	6	各種資金の貸付	子どもいきいき課	母子世帯が、安定した生活を送り、子どもの福祉を増進するための資金が必要な際には、母子寡婦福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図る。		就学支度資金貸付、修学資金貸付の利用が多いが、技能習得資金の貸付もあり、ひとり親家庭にとっての自立に役立っている。 ・H24年度 5人 ・H25年度 5人 ・H26年度 6人	○おおむね目標どおし	26年10月母子寡婦福祉法が、母子父子並びに寡婦福祉法と改正されたことで父子家庭も貸付の対象となる。母子・父子自立支援員がひとり親家庭の状況を把握し、返済に無理のない貸付を行うよう県とも充分に連携しながら相談者の生活を支援する。
ひとり親家庭の自立支援の推進【6-2】	7	★市営住宅優先入居	まちづくり課	母(父)子世帯、多子世帯(障がい・高齢)などについて、選考基準に基づき、実態調査のうえ困窮度の高い世帯を優先して市営住宅へ入居できるよう、配慮する。		★優先入居募集数 ・H24 1件(部屋) ・H25 1件(部屋) ・H26 1件(部屋)	○おおむね目標どおし	今後も継続して優先入居制度を空き部屋の状況を見ながら実施していく。
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	1	在宅支援の充実	社会福祉課	障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、児童デイサービス、在宅介護等支援、短期入所、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付などの事業を行う。また、生活、訓練、職業等の相談を受け、在宅心身障がいの日常生活を支援する。		H24年4月1日から障害者自立支援法による児童デイサービスが廃止され、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービスに移行されて、利用者が増加している。 ★利用事業所数 ・児童発達支援事業所 18ヶ所(市内3ヶ所) ・放課後等デイサービス事業所 27ヶ所(市内4ヶ所)	◎目標以上	サービス事業所の新設により、増加する利用者への対応は可能となりつつある。一方で、利用者および家族が抱える諸課題に対応するため、サービス事業所ごとのスキルアップはもとより、行政・保育・教育機関とサービス事業所等の連携強化、制度等の相互理解が必要である。
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	2	手当・奨励費等の支給及び助成	社会福祉課 子どもいきいき課 学校教育課	障がいのある子どもの生活を支援するため、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、医療費助成等を行う。また、小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給し、障がいのある子どもへの教育支援の充実を図る。		障がいのある子どもの生活を支援するため、障害児福祉手当の支給を行っている。また、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給した。特別児童扶養手当については、国からの委託により受付事務を行っている。 ★障害児福祉手当受給者 ・H24年度 23名 ・H25年度 20名 ・H26年度 20名  小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給した。 ★特別支援教育就学奨励費受給者 ・H24年度 小 41名 中 15名 ・H25年度 小 51名 中 20名 ・H26年度 小 51名 中 17名	○おおむね目標どおし	少子化等により児童・生徒数については減少傾向にあるが、特別な支援を必要とする児童・生徒については、増加傾向にある。国の制度改正等の情報を注視しながら、保護者の経済的負担の軽減を図るため、今後も適正な事務処理を行っていく。
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	3	障がい児保育事業の推進【再掲】	子どもいきいき課	再掲【1-2】 No.7				
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	4	特別支援教育の推進【再掲】	学校教育課	再掲【4-2】 No.3				

推進施策	後期計画 No.	個別事業名	担当課	後期計画の事業の概要	目標数値 (計画で示されていた もののみ記載)	H24～26年度実施状況(実績報告)	達成状況		実施上の課題・評価・見直し等 (今後の取組方針)
							◎目標以上	○おおむね目標どおし	
							△目標以下	×未実施	
							◇完了・終了		
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	5	うず潮教室の開設	教育支援室	何らかの理由で、学校に行きたくても行けない状態が続いている子どものために、学校に在籍しながら通うことができる適応指導教室を開設しており、必要に応じて保護者にも教育相談を行う。		不登校に関する電話相談を行うとともに、適応指導教室「うず潮教室」における学校復帰への支援を行っている。  ☆教育相談 ・H24年度 33件 ・H25年度 87件(来所33 電話30 特別24) ・H26年度 90件(来所35 電話31 特別24)	○おおむね目標どおし ▼	鳴門市の小中学校の不登校の児童生徒数は横ばい状態であるが、適応指導教室の教育相談件数は増加傾向にあるので、今まで以上に前向きな取組みをしていく必要がある。	
支援が必要な子どもへの取組の推進【6-3】	6	★電話相談活動の推進	教育支援室 子どもいきいき課	青少年センターでは、訪問や招致による相談活動のほか、子どもの悩み事などに対応する「うずっ子ダイヤル」フリーアクセス電話0800-200-7830を開設し、利用の啓発推進を図り、青少年の立場に立った、より適切で効果的な相談活動を行うとともに、カウンセリングのスキルアップに努めている。 また、子ども自身の声に耳を傾け、悩みや悲しみや寂しさを電話で受け止める、子どものための電話「チャイルドライン」などの民間活動に協力する。		青少年センターでは、毎年5月の初旬に「うずっ子ダイヤルカード」を小中高等学校のすべての児童生徒に配布し、電話や来所による教育相談をしている。 ☆教育相談件数 ・H24年度 19件 ・H25年度 10件 ・H26年度 8件	○おおむね目標どおし ▼	学校現場では、いじめ、不登校などで不安や悩みを持った児童生徒や保護者、先生方が多数いると思われるので少しでもそれらの負担が軽減できるような場にしていく。	